

平成20年度 第3回三重県公共工事業評価審査委員会議録

1 日 時 平成20年9月26日(金) 10時02分～15時22分

2 場 所 三重県建設技術センター鳥居支所 2階会議室

3 出席者

(1) 委員

葛葉泰久委員長、大森達也副委員長、岩田俊二委員、芝崎裕也委員、鈴木宏委員、田中彩子委員、南部美智代委員、宮岡邦任委員、森下光子委員

(2) 事務局

県土整備部

公共事業総合政策分野総括室長

公共事業運営室長 他

住まいまちづくり分野総括室長

河川・砂防室長 他

都市政策室長 他

四日市建設事務所事業推進室長 他

伊賀建設事務所 事業推進室長 他

津建設事務所 事業推進室長 他

伊勢建設事務所 事業推進室長 他

鈴鹿建設事務所 事業推進室長 他

農水商工部

農業基盤室長 他

4 議事内容

(1) 三重県公共事業評価審査委員会開会

(公共事業運営室長)

お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただ今から、平成20年度第3回三重県公共事業評価審査委員会を開催いたします。

本日の司会を務めます三重県公共事業評価審査委員会の事務局を担当しております、県土整備部公共事業運営室長の渡辺と申します。どうぞよろしく願いいたします。座って進行のほう進めさせていただきます。

本審査委員会につきましては、原則公開ということで開催させていただいております。本日は傍聴をご希望される方がいらっしゃいますので、ここで入場していただきたいと思いますが、委員長、よろしいでしょうか。

(委員長)

委員の皆さん、よろしいでしょうか。

(委員のうなずき有り)

はい、では、お入りいただきください。

(公共事業運営室長)

それでは本日の委員会でございますが、10名の委員中、現在7名の委員にご出席をいただきましたので、三重県公共事業評価審査委員会条例第6条第2項に基づきまして、本委員会が成立することをご報告いたします。

それでは会議に入ります前に、お手元の委員会資料のご確認のほうお願いいたします。資料は8つの資料ございまして、赤いインデックスで1番から8番まで付けております。その内、資料7には青いインデックスで5番、6番、28番の3冊を入れております。又、資料8には、青いインデックスで、これは次回用でございますが10番、11番、12番、13番、15番、16番の6枚の資料を添付しております。よろしいでしょうか。

それでは、議事次第に従いまして、2番目のほうでございますが、「委員会の所掌事務及び議事進行」につきまして、事務局のほうから説明させていただきます。

(事務局)

事務局を担当しております県土整備部公共事業運営室の堤です。私のほうから「委員会の所掌事務及び議事進行」について説明させていただきます。

「委員会の所掌事務及び議事進行」についてですが、これまでと同様に審議を行いますので、主要な点のみの説明とさせていただきます。

本日は、三重県公共事業評価審査委員会条例第2条第1項第1号に基づきまして、3件の再評価の調査審議をお願いいたします。

事業主体は、三重県公共事業再評価実施要綱に基づき、5つの視点で自ら再評価を行っております。委員の皆様は、お手元にご用意いたしました「再評価審議メモ」をご活用の上、事業主体の評価内容及び評価結果についてご審査いただきたいと思います。

次に、審査の進め方でございますが、これまで同様、資料7の説明資料と正面のスクリーンを用いまして、事業主体が説明いたしますので、委員の皆様には、説明が終わりましたらご質問いただきたいと思います。

なお、恐縮ではございますが、答申につきまして、できるだけ本日中にいただけますようお願いいたします。

委員会の所掌事務と議事進行につきましては、以上でございます。

(公共事業運営室長)

ただいま、委員会の所掌事務と進行について説明いたしました。これまでのところで何か質問等はございませんでしょうか。委員長よろしくをお願いいたします。

(委員長)

委員の皆さん、何かご質問はございませんでしょうか。

無いようですので、次、進めてください。

(公共事業運営室長)

それでは、議事次第の3番目でございますが、本日ご審査願います事業を事務局のほうから説明させていただきます。

(事務局)

次に、本日ご審査をお願いします事業でございますが、お手元の資料4、審査対象事業一覧表をご覧ください。

こちらの審査箇所欄に一番右の欄ですが、印が付してございます、5番、6番、28番の3つの事業でございます。

説明の順番につきましてご説明いたします。

インデックスの番号とは異なる順番ではございますが、まず、都市公園事業の概要説明を行い、続けて28番の説明を行います。次に、防災ダム事業の概要説明を含めて5番の説明を行います。お昼休みを挟みまして、最後に湛水防除事業の概要説明を含めて6番の説明をいたします。

なお、委員の皆様からの質疑応答につきましては、事業ごとの説明の後に質疑応答の時間を設けますので、その都度お願いしたいと思います。

なお、これら再評価の概要を赤いインデックス資料5再評価箇所一覧表に記載いたしましたので、ご審査の際にご活用いただきたいと思います。

(公共事業運営室長)

委員長、ただいまの説明につきまして、何かご質問等ございませんでしょうか。

(委員長)

委員の皆さん、何かご質問はございませんでしょうか。

特に無いようですので、審議に入ります。

先程、事務局から説明がありましたとおり、都市公園事業の概要説明からお願いいたします。

なお、本日の委員会終了時刻は、概ね16時とします。説明者の方は簡潔明瞭にお願いいたします。

それでは、説明を始めてください。

(都市政策室長)

県土整備部都市政策室長の横山でございます。

ご審議いただく具体的な事業の説明に先立ちまして、私のほうから今年度、最初に都市公園事業をご審議いただきますので、都市公園事業について簡単にご説明させていただきたいと思います。

資料としましては、前回にお配りした資料の中に入っております都市公園事業の概要という資料をご用意いただければと思います。必要な資料を画面にも出しますので、よろし

くお願いいたします。

では、座って説明させていただきます。

お手元の資料の1ページ目に当たりますけれども、画面にも出ておりますが、本日、都市公園事業についてご審議いただくわけですが、一般的に公園と呼ばれているものが、ここに区分というところに書いてありますように、営造物公園と地域性の公園とに大別されてございます。

営造物公園というのが、本日、ご審議いただきます都市公園法に基づく都市公園に代表されるものでございまして、国や地方公共団体が一定区域内の土地の権原を取得いたしまして、目的に応じた公園の形態をつくり出して、一般に公開する営造物を指すものでございます。

一方、地域性の公園というものもございまして、これは自然公園法に基づく自然公園に代表されるものでございまして、国立公園とか国定公園とかでございますけれども、国または地方公共団体が一定区域内の土地の権原には関係なく、その区域を公園として指定して、土地利用の制限、一定行為の禁止や制限等によって、自然景観を保全することを主な目的としておるものでございます。本日、ご審議いただくものは、この営造物公園に含まれるタイプのものになるということでございます。

ページの下半分のところでございますが、都市公園といえますのは、都市公園法という法律がございまして、これに基づき設置されておるものでございます。都市公園の定義が法律上ございまして、1つは都市計画区域内におきまして、地方公共団体が設置する公園又は緑地。もう1つは都市計画区域内外を問わずに都市計画決定された公園又は緑地として、これを国又は地方公共団体が設置する場合。そういうものに大きく二種類に分かれてございます。

次に2ページ目にまいります。都市公園は都市公園法に基づきまして、都市公園を管理することとなるものですね、これは具体的には国、県や市町といった地方公共団体になりますが、供用を開始することになっておりまして、その際に名称とか位置とか区域とか供用開始の時期を公告することによって設置されまして、都市公園法が適用されて管理されるという形になってございます。

3ページ目にまいります。都市公園の主な働きを少し書いてございます。役割や機能といたしましては、都市、町の構成要素として、住みやすさとか楽しさとか安全性などの都市の魅力を演出する重要な役割を果たしているものでございます。具体的な役割や機能として、特にここに重視されているものの一つとしましては、災害時の避難地とか、災害応急対策の拠点等になる都市防災機能がございまして。その他、動植物の生育、育成地としての役割とかですね、大気の浄化等を行う都市環境の維持、改善の機能を担ったりしております。さらには美しい都市景観の形成に寄与するといった都市景観面での役割とか、スポーツやレクリエーション活動の場を提供するといった役割。自然とのふれあいを通じて、生きがいや心の安らぎを与えるというような精神的な充足を果たす面での役割というような多様な機能を担っておるものでございます。

次のページ、4ページ目でございますが、ちょっと画面の資料等細かくて恐縮ですが、都市公園の設置については、計画的に配置するという考え方がございまして、行政的には機能とか目的とか利用対象、誘致圏域等によって、このような形の区分を設けて計

画的な配置計画を主に都市計画で打ちまして、計画的に整備していくという考え方を取ってございます。大きくは1つ目の基幹公園というもの、身近な公園が含まれますけれども、住区基幹公園とか、その中の街区公園、近隣公園等でございます。

それから、大きく2つ目には大規模公園というものがございまして、その中に広域公園とレクリエーション都市という分類がございます。

それから3つ目の大きな分類としては国営公園、規模的にはこれが一番大きなものと考えていただいて結構かと思えますけれども、三重県で言えば木曾三川公園などが国営公園になってございます。

それから4番目が、少し特殊な形態をとるものでございますけれども、緩衝緑地等ということで、緑道とか緩衝緑地とかというものも、広い意味では公園として捉えて整備されてきておるところでございます。これらが適切に組み合わせあって役割を分担して、全体として効果を発揮するということが期待されているところでございます。

本日、ご審議いただきます北勢中央公園は、このうち大規模公園の広域公園に当たるものでございます。

では次のページでございますが、ちょっとこれも細かい資料で恐縮でございますけれども、各都道府県や政令市の公園の整備状況のデータの現時点でお示しできる最新のものでございます。三重県の都市公園の状況は平成18年度末時点で、県営、市町営、及び国営公園合わせまして、2,174ヶ所。面積にして1,435haになってございます。

しかし都市計画区域内人口1人当たりの公園面積は、8.64m²ということになってございまして、確実に伸びてきたところではございますけれども、全国平均見ていただきますと9.3m²になってございまして、これは下回っている状況でございます。また都市公園の法令上は一つの目安として、人口1人当たり10m²というのを標準としましょうという考え方が採られておりますけれども、そこにもまだ少し満たないというような状況になってございます。

このため、三重県の総合計画である県民しあわせプランにおきましても、快適なまちづくりの推進という目標を掲げまして、平成19年7月に公表した第二次戦略計画では、平成22年度末に都市計画区域内人口1人当たりの公園面積を当面の目標として、9.27m²とすることを目標として取り組んでおるところでございます。現在、県としましては、直接取り組んでおりますのは県営の公園になるわけですが、6ヶ所ございます。その内の4公園、鈴鹿青少年の森、亀山サンシャインパーク、それから県庁前公園、大仏山公園の4公園は既に全面開園をしております。そして残り2公園、本日ご審議いただく北勢中央公園とあと南方にあります熊野灘臨海公園でございますけれども、これが今供用開始、全面の供用開始に向けて事業を進めておるところでございます。ちなみに市町の都市公園につきましては、都市計画区域を決定しております市町が25になるわけですが、この25の市町の内、現在、国の補助を受けまして都市公園の整備を進めておるところは、桑名市等6市、11公園というところでございます。

最後に費用対効果分析について少しご説明させていただいております。資料の後ろに、大規模公園費用対効果分析手法マニュアルというものを付けさせていただいております。本日ご審議いただく北勢中央公園は大規模な公園になりますので、これは国の監修の元に作られておる手法マニュアルでございますけれども、概ね10haを超える大規模公園を対象

としているものでございまして、これを基本的には適用するという考え方でやっております。国の補助事業で整備してございますので、国のほうからの指導としましても、事業採択時に求められているB/Cをこのマニュアルに基本的には従って算出して欲しいということになっておるところでございます。

このマニュアルではですね、極簡単なご説明になりますけれども、便益と費用の費用便益比を利用して分析をするという手法を取ってございます。ノーマルなやり方だと思えますけれども、便益に関しましては、このマニュアル上は、直接の公園の利用価値と間接の利用価値を足し上げて便益を算出するという考え方を取ってございます。それから費用に関しましては、整備費用と維持管理費用を積上げて考えるという考え方でございます。各年で発生する便益費用は、割引率を用いまして現在価値に割り戻すという考え方でございますけれども、基本的にはプロジェクトライフを見る長さとしましては50年間、それから割引率は4%という数値を一応適用するという考え方でやっております。公園のその便益のほうの直接利用価値につきましては、旅行費用法といわれる方法を取ってございまして、それから間接利用価値の計測には、効用関数法という考え方を、便益を計算する方法として採用するという内容になってございます。

しかしながら、三重県におきましては実は平成15年度に開催されました本審査委員会で、便益の計算について実態を反映しない原単位をもって計算するなど、画一的にマニュアルを用いていたことから、事業効果の妥当性を客観的に判断できなかったという、実はご意見を承っております。便益の算出に当たりましては、これ以来、公園に関しましては、本日も審議いただく北勢中央公園も含めまして、間接利用価値というところに関して、要は先程のご意見というのは、ご指摘を承ったところでございますので、推定方法が確立していない間接利用価値については算出を行わない、直接利用価値だけで、比較的定量的にきちり算定しやすい直接利用価値の内、公園の利用者の移動費用、移動時間、滞在時間を便益として計上する手法により算出してございます。これにより便益そのものは、間接利用価値を想定する場合よりは低めに出るわけですがけれども、それでもB/Cがきちり出るという確認をしてご報告差し上げるという姿勢でやっております。ちなみに費用については、基本的にはマニュアル通りで整備費用と維持管理費用を積上げる考え方を取ってございます。北勢中央公園に具体的にどのように適用したかは、また後程、具体的な事業の説明の中で少し触れさせていただきたいと思っております。

私からの説明は以上でございます。

(四日市建設事務所事業推進室長)

私、四日市建設事務所事業推進室長の森でございます。私どもがおこないました資料28-2北勢中央公園の再評価結果につきまして説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。座らせていただきます。

まずは最初に、説明に当たりまして配布しました資料に一部誤りがございましたので、訂正のお願いをいたしたいと思っております。資料の16ページの最初の行なんですけど、便益の算出についてとございます。これにつきましては費用の算出という間違いでございます。申し訳ございませんでした。それでは再評価の結果につきまして説明をさせていただきます。

初めに事業の概要について説明をさせていただきます。北勢中央公園は三重県の北勢地

域に位置する四日市市、いなべ市、菰野町、二市一町にまたがります広域公園でございます。昭和 58 年度に事業採択をされまして、平成 32 年度を完成予定としております。計画面積は 98.1ha、総事業費は 167 億円となっております。

次に事業目的について説明をさせていただきます。当公園は、平成 15 年度に有識者、地元関係者から構成されます北勢中央公園検討委員会を立ち上げまして、この委員会におきまして北勢中央公園の整備方針を議論していただきました。この北勢中央公園検討委員会における議論を踏まえ、基本テーマに生涯学習のできる自然体験型の公園を掲げまして、自然、生涯学習、家族、健康、参加を 5 つのキーワードとしまして、計画地に残る自然を活かし、地域の歴史、文化、自然を紹介するとともに郷土の風景を後世に伝えることをテーマとしまして、良好な自然環境の保全を図ると同時に多様なレクリエーション活動、健康の増進、自然とのふれあいの場の提供を目的としまして整備を行うこととしております。

次に全体計画について説明をさせていただきます。北勢中央公園は先程の事業目的を達成するために、今ある自然環境を活かしながら様々な施設の整備を行うこととしております。レクリエーションの場といたしまして、芝生広場、水のプラザ、多目的広場、健康運動エリア。スポーツの場といたしまして、野球場、テニスコート、サブグラウンド。体験、学習の場といたしまして、自然体験エリア、自然学習エリア、里山保全エリアの一部。自然保全、再生の場といたしまして、里山保全エリア。利用者の動線といたしまして、園路や駐車場を整備する計画となっております。なお平成 15 年度再評価時点から全体計画について基本的には変更はしてございません。

続きまして、再評価を行った理由について説明をさせていただきます。当公園は平成 15 年度に再評価を実施してから、一定の期間である 5 年が経過しまして継続中の事業でございます。三重県公共事業再評価実施要綱の第 2 条に基づき、今年度に再度、再評価を行いました。

続きまして、事業の進捗状況を説明させていただきます。昭和 58 年の事業着手から平成 20 年度までに全体事業費 167 億 1,000 万円の内、143 億 9,400 万円を投資しており、事業進捗は約 86% となっております。事業完了年度については、平成 15 年度の再評価委員会におきまして、平成 20 年度を事業完了予定として説明をさせていただきました。

しかしながら、公共事業を取り巻く環境は厳しく、三重県全体の予算が削減される中、当時想定していた 5 年間の事業費の内、約 50% しか確保することができませんでした。加えて今後も更なる公共事業予算の削減の傾向が続くと予想されております。事業完了年度は平成 32 年を予定しております。

これまでに供用している施設といたしましては、平成 5 年度にテニスコート 16 面の内、12 面、野球場、平成 6 年度に芝生広場、平成 9 年度に水のプラザの供用を行っており、その面積は 19.8ha となっております。これは施設配置を行う区域の概ね 55.5% となっております。当公園では厳しい財政状況の中、早期に事業効果を発揮する為に重点的に投資をする区域を整備しております。この区域の整備内容は、北駐車場、多目的広場、里山保全エリア、北側園路、東駐車場でございます。現在この区域につきまして、用地取得をほぼ完了しております。また施設につきましても、北側園路、東駐車場を平成 20 年度末に供用に向け整備を進めており、北駐車場、多目的広場、里山保全エリアについても順次整備を進めております。平成 20 年度末には全部で概ね 23.1ha、65% の供用を予定しております。

なお先程、全体の事業面積を 98.1ha と説明をいたしました。この区域を先程の整備方針に基づき、施設などを配置し整備する区域と、今ある自然環境を保全する区域に分けて計画しております。それぞれ 35.7ha と 62.4ha と位置づけております。

引き続きまして、用地買収の状況です。先程も説明をさせていただきましたが、重点的に整備する区域内につきましては、ほぼ用地買収を完了しております。その他の区域につきましても順次用地買収を進めており、現在までに全体面積 98.1ha 中、84.6ha、事業費ベースで約 83%の用地を取得しております。事業計画に合わせて順次取得をしているところでございます。

次に、事業を巡る社会経済状況等の変化について説明をさせていただきます。北勢中央公園の誘致圏域内の人口は、事業着手時、及び前回再評価時に比べ増加傾向にあります。また地方自治法の改正により、公の施設の管理に関しまして、管理委託制度が廃止され指定管理者制度が導入をされております。

次に、第 2 回評価審議委員会の際に質問がありました公園敷地内の希少植物についての説明をさせていただきます。公園敷地内の湿地部等には、希少植物であるキンラン、ササユリ、ミズギボウシが自生しております。これらの希少植物については、保全していく計画となっております。

次に、費用対効果分析の結果を説明させていただきます。平成 15 年度同様、便益算定に当たりましては、旅行費用法による直接利用価値を算出しております。旅行費用法とは、その場所までのアクセスに要する旅行費用を支払ってでも訪問する価値がその場所にあるということをもとに算出しております。具体的には、公園利用者の公園までの移動に要する費用と、公園施設利用の滞在時間を貨幣価値換算しまして便益としております。また費用につきましては、これまでに要した工事費、用地費、維持管理費の合計に、今回提案をします事業計画の工事費、用地費と、事業完了後 50 年間必要とされる維持管理費を加えたものを現在価値に置き換えて算出しております。

便益算出方法の詳細につきましては、平成 20 年度以降の単年度便益額を例に説明をさせていただきます。まず、利用者の設定についてです。平成 5 年度から 19 年度までについては、利用者実績により便益額の算定を行いました。平成 20 年度以降については、供用面積が現在の 19.8ha になった平成 9 年度から平成 19 年度までの平均利用者 10 万 1,776 人を用いて算出しております。具体的に旅行費用便益の算出について、桑名市を例に説明をいたします。桑名市からの北勢中央公園利用者は、国土交通省監修の「大規模公園費用対効果分析手法マニュアル」によりまして 1 万 109 人となります。この利用者が桑名市から北勢中央公園まで移動費用 287 円、移動時間 1.3 時間をかけて来園し帰宅しますので、移動費用便益は利用者 1 万 109 人に移動費用 287 円をかけて 290 万 1,000 円となります。移動時間便益は時間原単位 2,199 円に利用者 1 万 109 人、移動時間 1.3 時間をかけて 2,889 万 9,000 円となります。旅行費用便益は市町ごとに同様に計算し、移動費用便益及び移動時間便益の合計に利用料金便益を加えて算出をします。なお利用便益は平成 9 年度から 19 年度までのテニスコート及び野球場の利用料金収入の平均値を用いております。

次に、滞在時間便益について説明をします。大規模公園費用対効果分析手法マニュアルによりまして、広場では 2 時間、テニスコートでは 1 時間、野球場では 2 時間の滞在を見込み、この滞在時間に利用者数と時間原単位をかけて、4 億 13 万 2,000 円と算出しております。

す。

次に、分析結果について説明させていただきます。前ページに説明をしました方法で算出した各年の便益額に、2008年を評価基準とした割引率をかけて現在価値に換算し便益額を積上げますと、総便益額は約347億7,000万円となります。同様に費用額についても割引率をかけて積上げますと、総費用額は約276億2,000万円となります。なお維持管理費については、平成19年度以前につきましては、過去の実績として平成20年度以降につきましては、過去の実績及び今後の供用予定を踏まえ算出しております。この結果B/Cは1.26と算出をされております。

次に、地元の意向について説明をさせていただきます。当公園につきましては、平成15年度の基本計画の見直しの後も、公園利用者や地域住民のニーズを確認しながら事業を進めており、テニスコートやサブグラウンド等の整備が望まれております。また当公園整備事業につきましては、地元関係者の理解も得られていると考えております。

続きまして、公園利用者数の状況でございます。年間利用者数は平成19年度実績で総利用者数が6万9,509人。その内訳はテニスコートや野球場の施設利用者が、3万4,788人。芝生広場などの園内利用者は3万4,721人となっております。

駐車場の利用状況でございます。休日になりますと駐車場が写真のように満車状態にありますので、駐車場の整備が望まれております。

次に、コスト縮減の可能性について説明をさせていただきます。整備に関するコスト縮減としましては、既存の管理事務所を活用することにより中央管理棟建設を凍結し、約1億円のコスト縮減を図ります。また管理運営面に関しましては、指定管理者制度を導入し、年間約700万円のコスト縮減を図っています。なお全体事業費につきましては、平成15年度再評価以降において、駐車場等の造成工事に際し、発生土の土質が悪かった為、土質改良工事が必要となったことや、一部切土面について湧水が多く対策工事が必要となったことによりまして、当初、想定できない部分で事業費が増加しております。また今後、整備する区域につきましても、同様に土質改良等が必要になることが想定されます。

しかし、既存の管理事務所の活用等によるコスト縮減を図り、平成15年度再評価の際に提出しました全体事業費167億円の範囲内で事業を実施したいと考えております。

続きまして、これまでの再評価の経緯について説明します。本事業は昭和58年度に事業着手し、これまでに平成10年度15年度の2回、公共事業再評価を受けております。平成10年度の事業再評価の審議におきましては、「社会状況、住民ニーズの変化に対して、基本計画、施設計画の変更」「箱物整備に関しましては、維持管理手法も含め実施前に再検討」と説明をさせていただき、付帯意見なしで事業継続を了承していただいております。

続く5年後、平成15年度の再評価の審議におきましては、社会状況、住民ニーズの変化に対応して、約96億円の事業費を削減することとした大幅な基本計画の見直しを説明させていただき、「残事業計画について住民ニーズの把握や既存の施設との有効利用を考慮し、コスト削減に努められたい。」「住民の責任ある参画を促し適切な維持管理を図る」とともに、運営のコスト縮減に努めることとの意見を付帯されまして、事業継続を承諾されております。

平成15年度再評価の際にいただきました意見への対応について説明をさせていただきます。まず施設整備面につきましては、既存の管理事務所を活用することにより、中央管理

棟建設を凍結しコスト縮減を図ります。また公園内に残る里山を保全し、必要最低限の整備だけを行い、自然を活かし、自然とのふれあいの場を提供するという当公園の事業目的を達成しつつ、コスト縮減を図ります。

次に、管理運営面については、指定管理者制度を導入し、公園利用者へのサービス向上を図るとともに、管理運営面のコスト縮減を図っています。指定管理者においては、イベントの企画等をしていただいております。7月には昆虫採集探検ツアーを開催し、多数の方に参加をしていただいております。さらに今後、整備予定の里山保全エリアについては、里山保全活動を行っている地元市民団体と連携を行い、管理運営面のコスト縮減を図っていきたくて考えております。この市民団体は地元の方が中心となって活動している団体でありまして、地元小学生など一緒に自然観察会や、下草刈りなどを行っております。

以上、三重県公共事業再評価実施要綱第3条の視点を踏まえて再評価を行った結果、同要綱第5条第1項に該当すると判断されるため、当事業を継続したいと考えております。

説明については以上でございます。ご審議の程よろしくお願いをいたします。

(委員長)

はい、どうもありがとうございました。ただいま説明のあった事業は評価の結果、継続したいとの説明でしたけれども、委員の皆さん、この評価判断に関して何かご質問ございませんでしょうか。

委員。

(委員)

前回の事前説明を欠席したので、ちょっと的外れかもしれませんが、2点程利用者の件でお伺いします。1点目は再評価書の2ページのB/C減少の要因で公園利用者の減少ということですが。

2点目は、資料でいえば9ページの単年度便益額の算出で、利用者数の平均です。平成9年度から平成19年度の平均だと思っておりますが、四日市周辺の北勢中央公園にありながら、市町別の利用者数が、津がトップになっている。四日市と桑名がありますが、この辺りはいなべ市と菰野町に跨っているわけですので、北勢中央公園であれば、四日市、いなべ、菰野、桑名、川越という順であるべきじゃないでしょうか。しかし、津が断トツ、約7千人です。7千人はなぜかという点が、非常に気になります。つまり、便益計算として、利用者数を計算するには確かに良いわけですが、北勢中央公園の対象は、四日市を中心とした県北部の方の公園だというふうに考えられるのに、なぜ津がトップで、しかも7千人も多いのかという点です。利用者数は減少しているという、全体としては減少しているという観点からもご説明いただければと思います。

(都市政策室)

すいません。倉田と言います。よろしくお願いします。まず利用者数の減少でございますが、平成15年度の再評価のときは、前年の平成14年度の利用者数約14万人というのを使っておりました。今回は平成9年から平成19年の平均ということで、なぜかと申しますと先程も説明があったかと思うんですけど、平成9年度に供用開始を始めまして、そこか

ら現在まで供用しておりますということで、平均を取らせていただきます。若干昨年度、平成 19 年度に約 7 万人ということで、それまでにつきましては概ね 10 万人とか 12、3 万人はみえたんですけども、昨年度は天候とかですね、原因ははっきり明確には申し上げられません、約 7 万人ぐらいになっております。

もう 1 点、原因と考えられますのが、平成 18 年度末にですね、大型遊具というのがございましたが、これの老朽化等がございまして、安全性を考えまして撤去をさせていただきましたということで、若干減ったのかなということでございます。それにつきまして、ちょっと検証ということなんですけども、今年度、平成 19 年度の 4 月から 8 月までと、今年度の 4 月から 8 月を一応検証ということで事前に算しますと、表の通り 3 万 5 千人ですかね、それが 6 万 2 千人ということで、増えとるとということもありまして、昨年度はその天候とかそういうことですね、若干減ったのかなということでございます。どの数字を使うかにつきましては、中でも議論したんですけども、平成 9 年度から 19.8ha 供用を開始しておりますので、そこから現在までずっと 19.8ha の供用をしております。ということで平成 9 年から平成 19 年までの平均で約 10 万 1 千人ということを使わせていただいております。

先程の B / C につきましては、平成 15 年度のときは平成 14 年度の指標の 14 万人というのを、ずっと B / C の利用者数ということで 14 万人を踏襲させていただいたんですけど。今回につきましては、昨年度が異常値というか、ちょっと少ないということで、19.8ha を平成 9 年からやっておりますので、それを使わせていただいております。

それともう一点、津がですね、この市町別の利用者数につきましては、先程説明もありましたが、国土交通省監修の大規模公園マニュアルに基づいて算出しております。それで利用者数につきましては、大規模公園費用対効果分析マニュアル、これを使ってございまして、そこで市別ごとに北勢中央公園と競合する公園の魅力度といいますか、施設の整備状況とかそういうことを加味しまして、それでそれぞれの地域から公園までの旅行費用により、各市町への公園別の利用選択率というか、利用選択率を求めています。その選択率にですね、各市町の人口密度等から算出した公園需要回数、公園に何回来るかという公園需要数をかけて、北勢中央公園の需要回数を算出してございまして、簡単に申しますと、マニュアルに基づいて、誘致圏が 34.5 km ございまして、その誘致範囲の中の利用者数から算出しますと、先程の 13 ページに書いてます利用者数ということになります。

(都市政策室長)

ちょっと補足させていただきますと、前半の利用者数の推測につきましてはですね、実は我々の希望的な観測としては、高水準にあった 12 万人から 14 万人ぐらいはいけるんじゃないかと、正直言うと思っはいるんですけども、昨年度低かったと先程申し上げたような事態。公園の人気のあった遊具を撤去するに当たって、しばらく全遊具の点検の為に使えない時期があったりとか、それが良い季節だったというようなこともあって、ただこういうデータが出ている以上、あまりその過去の一番良い時期を頼りにベネフィット出すとリスクかなということで、どの辺に置こうかなと正直言うと悩んだんですが、先程申し上げたような、現有施設で開園してからの平均というのが、大体 10 万人ぐらい出るんですけども、それと今年度の今の現状、最初の四半期ぐらいの状況から推測するデータが大

体合うと。今年度がですね、先程ご紹介したように指定管理者の初年度でして、かなり指定管理者頑張ってくれているんです。実情としても芝の管理なんかも、ちょっと県が言うのも恥ずかしいことなんですけど、去年と比べると断トツに良いと。イベントなんかもやってくれて、それで入園者数が10万人ペースくらいで来ているので、10万人そういう数字の妥当性があるかなという判断をしているところです。

マニュアルについては、ちょっとマニュアルの使い方の問題、確かにあるんですが、色々研究されたマニュアルの考え方の中に、一つは人口が効いてくるのあるんですけども、もう一つは先程副室長が申し上げたように、競合施設をどう入れるのかというのがありましてですね、四日市は競合の公園施設が多いと。人口もそこそこ津よりは多いといえは多いんですけど、ちょっと多いくらいで、そこに対して競合施設が比較的津と比べると多いというところが効いて、マニュアル通り推定すると、ああいう数字が出てくるところはあるという形になってございます。

(委員)

その2点目について、津のほうが多いということなんですけど、津は競合する公園が少ないということで、津のほうが高くなるということですね。その前のパワーポイントの10ページの誘致圏域内人口は111万2,169人で、この誘致圏には津も入っているんですか。

もう1点は、津の競合する公園というのは、先程申し上げました東名阪道亀山のパーキングエリアにあるサンシャインパークと、市内のサイエンスパーク等があって、それがもう整備されてきて、競合する公園としてかなり大きな規模だと思います。私も北勢中央公園よく使ってますが、実態としてその辺りの考慮というのはサイエンスパークとサンシャインパークと、木曽三川公園もありますから、どの公園をターゲットにして競合とされていたのかという点について、ここの誘致圏域内人口と、単年度便益の市町の計算の整合性からも、もう少し詳しく説明していただければと思います。

(都市政策室)

誘致圏につきましては、まず津の北部というか、その公園を中心に34.5kmの誘致圏がございまして、それでいきますと津市の北部がエリアとして入ってきます。それとあと、競合公園でございまして、津であれば安濃の中央総合公園でありますとか、中勢グリーンパーク、それから町民の森公園というのが競合公園としてカウントしてございます。それから委員が言われた亀山サンシャインパークでありますとか、それから亀山市の亀山公園ですとか、あるいは鈴鹿であれば鈴鹿青少年の森公園、石垣池公園というのが津市と亀山と鈴鹿市が競合公園としてカウントしてございます。それとあと、木曽三川公園でございまして、これにつきましても競合公園としてカウントしてございます。

(委員)

細かいことですが、津の北部というのは、安濃は入らないんじゃないですか。

(都市政策室)

安濃中央公園は競合公園として入れています。

(委員)

誘致圏域内の人口推移としてもぎりぎり入るんですか。

(都市政策室)

入りますね。34.5 kmということ。

(委員)

マニュアル通りで行けば、この津からの利用者人口が逆転するというのは、中勢地区での公園整備が遅れているから、その分、競合する公園が少なくて、津の利用者人口が増えて、四日市は公園設備が充実しているから利用者数が少なくなっているということになっていくわけですか。

(都市政策室)

計算上はそういう考えです。

(委員)

そういうふうにも解釈できると、他の公園をもっと使う、利用整備しないといけないということにもなっていくわけですね。

(都市政策室)

四日市市内はそれなりに公園がありますね。競合するということで、分散するということですね。そういう考えです。

(委員)

分かりました。

(委員長)

よろしいでしょうか。他の委員の方どなたか、質問。はい、委員お願いします。

(委員)

すいません。今のお話なんですが、全く根拠も何にも無いんですが、私、津の北部に住んでいる人間なんですけども、子供連れで安濃中央公園とか、中勢グリーンパークとかよく行くんですけども、今ガソリン代も高いですし、わざわざ町の北部だと高速道路乗って行ったほうが北勢中央公園近いと思うんですけども、時間的には。わざわざそっちの公園まで足を運ぶというのが現実的に殆ど考えられないんですね。近所の家族さんとかとも、どこどこへ遊びに行ったよという話をしても、安濃とか中勢グリーンパークは出てくるんですけども、北勢中央公園という名前は出てくることってないんですね。ですからマニュアルはマニュアルでいいんですけど、何かすごく僕の印象としては、現実とすごく離れたところで計算されているのかなという印象がすごくするんですね。マニュアルは計算

するときに大事なんでしょうけど、現実的確に捉えられているのかなというの非常に強く感じました。それが私の印象として一つで、特に回答求めますとかそういうことではないです。

ここからが質問なんですけども、スライドの11ページの周辺の環境というところで、今年からかなり整備のほうでも、芝生の整備ですとかという、先程おっしゃっていただけたんですが、例えば芝生の費用がですね、芝生の養生をするのって結構肥料を撒いたりですとか、農薬撒いたりですとかいうのがあると思うんですね。そのときに例えば先程この湿地の周辺にこういった植物があったりですとか、あるいは公園外には多分貯水池からの排水が流れ出して行くと思うんですけども、その辺の周辺環境を考えたときに、施肥あるいは投薬の量ですとか、その辺は調整してきちんとやっていただけているのかということに関してお聞きしたいと思うんですけども。よろしくお願いします。

(四日市建設事務所事業推進室)

四日市建設事務所の喚阿(かな)と申します。よろしくお願いします。

芝生の管理につきましては、農薬のほうは基本的に撒かないという方針でやっております。どうしてもお子様とかが下で寝転んだりとか遊んだりということもございますので、農薬は撒いておりません。ただ肥料についてはですね、どうしてもやらんと生育をせんというところがございますので、必要最低限はやらしていただいております。あと樹林について、樹林というか高木についてはですね、どうしても剪定時に若干農薬をかけないと厳しいところもございますので、高木については若干農薬をかけているんですが、芝生については農薬をかけないという方向で管理をしております。

(委員)

農薬は殆ど使われていないということで、一安心なんですけど、肥料のほうでどういう系統の肥料を撒かれているかなんですけど、大量に撒かれているとすると、池のほうの富栄養化ですとか、色んな問題が生じてきて、その生態系にも影響を及ぼしてくるんじゃないかと思うんですが。その辺り、公園できてから数年経ってるわけですけども、その植生分布変わってきているとか、そういうような傾向ってございますでしょうか。希少植物もあることですので、その辺きちんと恐らく管理をされておいたほうがよしいんじゃないかなという気がするのですが。

(四日市建設事務所事業推進室)

まず富栄養化等の影響については申しわけありません。今調べていないような状況でございます。ただ希少植物については、ここには表しておりませんが、この辺りの湿地にいるような状況なんですけども、この部分につきましては芝生等については、特に施工する予定はしておりません。湿地ですので水の流れ等を変えると、もうこの辺の希少植物もおらんようになるということもございます。この部分については、中には入るものの、基本的に今の環境を変えないという方針でしてございまして、農薬等とかそういったものを撒いて、何か別の植物を中に入れるとかですね、あと施設についても、こういったものの生育環境を変えるというような施設は作る予定をしておりませんので、希少植物についてはそ

の点で配慮はできているのかなというふうに考えております。

ただ、今おっしゃったように農薬が溜め池等にどのような影響があるかというのは、申し訳ありません、現在のところ、まだそこまで把握をしていないような状況でございます。

(委員)

今後も地方機関ですね、公園維持管理されてくことになると思いますので、ぜひ定期的にそういう水質のチェックですとか、そういったこともされたいほうが良いかなあというふうに思いました。以上です。

(委員長)

他の委員の方、どなたかご意見。先に委員お願いします。

(委員)

すみません。ちょっと素朴に感じることもなんですけれど、11ページのコスト縮減の可能性のところでお伺いしたいんですけれども。既存の管理事務所を活用することにより、中央管理棟建設を凍結ということで、非常にコスト削減にはなるとは思うんですが、昨今の色々な事件が起こったりの時代なんですけれども、元々中央管理棟と管理事務所との内容的な管理上の違いとか、こちらの管理事務所にて全て任せておいて、この広いところがうまくいけるような策が、もう考えていただいているのか。ちょっとそのところだけお聞かせ下さい。

(四日市建設事務所事業推進室)

はい、元々ですね。中央管理棟には、たくさんの方に来ていただきたいということで、会議室など生涯学習のできる公園というふうなコンセプトもございましたので、そういった方々が来たときに、勉強会ができる場所というものを作ろうということで、中央管理棟というものを計画しておりました。あとは管理用の勿論人間もそこに張り付くというような計画はしてはいたんですけども、生涯学習のできる会議室等がどこまで必要なんだというところを議論したときに、管理用の人間は、管理用の人間というか、管理事務所の人間は、この既存の管理事務所を使うことによって十分配置はできるというふうに考えております。あと、機材、芝刈り機とかですね、そういった機材、資材なども中央管理棟に納めるというふうな計画をしてはいたんですが、その分についても別途倉庫だけ、その機材を入れるための倉庫を作るということで対応できるだろうということで考えておまして、管理については十分今の既存の管理事務所ですることができるというふうに判断しております。

(委員)

管理事務所からその芝生広場までが遠いから、防犯の何か問題が起きたときに遠過ぎて、どのように対応しているのかということです。

(四日市建設事務所事業推進室)

防犯につきましては巡回をずっとしておりまして、管理事務所にはずっといる人間はテニ

スコートとか野球場とかの受付のみでございます。昼については、全管理事務所の人間は巡回しております。その際、北勢中央公園の事務所の職員であるというのが分かるような状況で管理をしながら巡回をしているというふうな状況ですので、問題はないと考えているのですが。

(委員)

防犯ベルもありますよね。野球場への入口にベルみたいなありませんでしたか。

(四日市建設事務所事業推進室)

申し訳ございません。防犯ベルは今は設置はしていないかと思います。

(委員長)

よろしいですか。委員お願いいたします。

(委員)

資料の 24、25 ページですね。例えば、24 ページで平成 18 年度ですかね。これは入り込み客の実データですね。それでいってもずっと津のほうが多いんですね。平成 9 年からやられてまして、ずっと津が多いんですけど、これは入り込み客の実施調査データに基づいているのですね。

(都市政策室)

これにつきましては、今委員おっしゃった平成 18 年度でいきますと、計が 10 万 2,191 人というのがございます。これについては実数でございます。実数です。それで津市とか四日市とかずっと川越につきましては、先程申し上げましたが、マニュアルに基づきまして、それぞれの市町の需要回数ということ算出しております。ですから、分母、合計は実数でございます。

(委員)

入り込み客のデータで実数に戻すということはいけないんですか。例えば、津の 3 万 3,723 人とか。

(都市政策室)

それは今把握しておりません。利用者数につきましては、大きくテニスコートとか野球場につきましては有料施設ということでございますので、実数なんです。あと、公園利用者数ということで、巡回している中で人数を把握しまして、一人一人数えるということは当然できませんので、巡回を 1 日 3 回しております。その中で人数を数えまして、それに係数の 1.3 倍かけまして利用者数というのを出してございます。ですからその公園の例えばどっかの遊園地みたいに入場門があって、個々チェックをして、どちらから来ましたかというチェックは今しておりませんし、難しいかなという中で、合計としましては利用実数なんでございますが。津市から来ましたかとか、四日市から来ましたかということ

についてはですね、しておりません。

(委員)

それ1回ですね、その指定管理者制度ができたんだったら、指定管理者制度というのは、毎年の入札かなんかで決まるですか。それとも5年契約なんですか。

(都市政策室)

これにつきましては、今年度から5年間、平成24年度までの指定管理者を昨年度に募集し、選定委員会において指定管理者を選定しています。

(委員)

これは10万人とかいうのは実数なんでしょ。上の人口別のデータだけはマニュアルか何か算定されてるわけでしょ。それとのデータの根拠というんですかね、そんなのを1回やっていただいたらどうなんでしょかね。というふうに思ったんです。単純な話なんですけどね。

それと駐車場の今年整備ということで11ページ、17ページですかね。非常に大きな駐車場になってますね、道路舗装もでき上がるとのわけですね。それで今年も駐車場の計画があると云われましたですね。お客さんが多いことから、そのとき、できたら雨水はみな下へ流すような、お金は高いか分からんけど、透水性というんですかね、そういうものは検討されないんですか。

(四日市建設事務所事業推進室)

駐車場、今年作る場所が、計画図、今年度計画している駐車場が、この駐車場、東駐車場と我々呼んでおりますが、この部分。あと来年度になんとか作りたいたいと思っているのが北駐車場と呼んでおりますが、この北駐車場ということで、2ヶ所現在駐車場、供用を開始させることを目標に頑張っております。舗装につきましては、今のところ透水性は使っておりません。ただ歩道部分、園路部分があるんですけども、車道のところについては側溝への排水ということで、通常の舗装を使っているんですけども、人が歩く部分については透水性のアスファルトによって、表面を雨の日に利用者の方、歩かれるときに、水がただ流れると非常に利用もしにくいですので、その部分については透水性を使っているという形になっております。

(委員)

それからもう1つ、里山の管理のところですね、13ページですかね。地元の市民団体が里山地区を管理されてるわけですか。その中でシイタケ栽培とかいうのがやられたと。そのシイタケの畑というんですか、シイタケの原木はこの山で採取された木を使っているわけですか。

(四日市建設事務所事業推進室)

申し訳ありません。そこまでは把握をしてないんですけども。お話をさしてもらったと

ころ、そんな外から持ってきたというようなお話は、私は伺ってはいません。その車がですね、どうしても近くまで付けれるようなところではございませんので、その辺は苦労しとるんやというお話は伺っておるので、外から持ってきたということは恐らくないだろうとは思いますが、すいません、確認まではしていない状況でございます。

(委員)

毎年こういう行事をやっていくと、毎年ボタ木を集めなくてはならないですね。結構里山は広くて、維持管理上、毎年必要なボタ木を伐採して利用できるのですか。

(四日市建設事務所事業推進室)

活動していただいている現場につきましては、いわゆる昔から残っている里山のような形になっておりまして、木とか竹については十分にあるような状況です。活動といたしましては、大きな木とか伐採までは大変ですので、基本的には下草刈を通常はやっていただいております、シイタケ等についても恐らくなんですけども、適当な木をその場で使われてるのではないかなと思うんですけども、申し訳ないです、それは確認をしていない状況でございます。

(委員)

そうすると、カブトムシとかその幼虫が当然出ますから、それをまたメインにしてですね、その都市部の方が集まって来て、そういう方へ利用していただくと非常に良いと思われましたので。以上です。ありがとうございました。

(委員長)

他の委員の方、どなたか。では、委員お願いいたします。

(委員)

平成 15 年度の審査の結果で、住民の意向を把握しなさいということだったようですが、10 ページの地元の意向というところを見ますと、テニスコートやサブグラウンドなどの整備が望まれたんですね、平成 15 年度以降。テニスコートはもっとそれ以前から何か整備されてるようでしたけど、面の数というか、要するにコートの数を増やしたとか、そういうことなんですか。

(四日市建設事務所事業推進室)

今現在、全体計画の 16 面中、12 面を供用開始しておるんですけども、予約制になっているんですけども、いっぱいというふうな状況で、もっとコートの数が増えないのかというふうな要望がございまして、増やすというふうな計画を、増やすというか、ごめんなさい、申し訳ない。16 面中 12 面なんんですけども、全体計画通りに、もう少し作って欲しいというふうな意向がありまして、テニスコートを今後作る予定をしております。

(委員)

サブグラウンドというのは、何をやる所なんですか。

(四日市建設事務所事業推進室)

サブグラウンドにつきましては、今ここに野球場の供用を開始しております。その横に、この野球場も比較的土日休日などは予約がたくさん入っているような状況なんですけども、プラス、サブグラウンドにソフトボールや野球、大会をしに来た方の練習スペースを作るために、サブグラウンドというものを計画しております。

(委員)

そうしますと、何かスポーツ運動系の施設が欲しいという要望だったんですか。

(四日市建設事務所事業推進室)

この一画、テニスコートがあって野球場があって、サブグラウンドをここに予定させていただいているんですが、ここがスポーツゾーンということでゾーニングをしております。この部分についてはスポーツ施設を作っていきますというふうな計画をしております。今現在の供用を開始している施設の他にも要望はたくさんあったんですけども、スポーツ施設としてはテニスコートとサブグラウンドの要望が多いというふうな状況になっております。

(委員)

住民意向がちゃんとうまく反映されていけばいいですけど、何となく意向は把握しましたけど、計画は当初の計画どおり進めてますということなんでしょうかね。どんな、計画の何か見直しとか、そういうことは全然考慮されていないんですか。

(四日市建設事務所事業推進室)

言葉足らずで申し訳ありません。平成 15 年度にこの計画を作ったとき、北勢中央公園検討委員会というのを立ち上げております。その検討委員会のメンバーといたしましては、いわゆる有識者の方を委員長になっていただいて、地元住民の方、あと、地元住民の方にも入っていただいて計画を作っております。その計画の際、アンケートを大々的に取っております。その中で、この整備の基本テーマ「自然に親しむ」、良好な自然環境の保全を図ると同時にレクリエーション活動、健康の増進、自然とのふれあいなどのテーマに沿った公園とはどういうものかというものをご審議していただいて、今のような形になっております。平成 15 年度以降、そのときのニーズはどのように検証していったというお話なんですけども、その検証につきましては、引き続き利用者の方のアンケートというのも取らせていただいております。あと地元の方とも定期的に対話をさせていただいております。その中でニーズというのは変わっていないだろうということで、今は判断をしております。

(委員)

それから 96 億円削減したという中身は、中身というか内容は何かだったんですか。96 億円カットしたんですよね。

(四日市建設事務所事業推進室)

平成15年の当時に無くした中身といたしましては、体育館、閉開式ドーム型プールというのが計画されていたのが、中止というふうになっております。あとMTVサーキット。MTVというのはモトクロスのバイクですね、サーキット。あとボートハウス、展望休憩所、あと野外ステージなどを中止ということでコスト削減のほうさしていただきまして、96億円という数字になっております。

(委員)

施設利用のほうは、そんなに落ち込みがなくて、野外施設というか、芝生広場とか、そういう利用は段々落ちているように思います。それで今96億円の中身を、施設系統ですけど、体育館とかプールとかありましたけど、何かそういうアクティブな内容というのを住民が求めているような気がするんですね。それがいいかどうかは別にしまして、何かそういう感じもあって、今の利用状況になってるんじゃないかなと思うんですけどね。その辺どういうふうにして、芝生広場もっと落ち込んじゃうかもかもしれませんね。

(四日市建設事務所事業推進室)

利用者の減少についてはですね、私どものほうも把握をしております、なんとかしようということで考えております。今、なんとか集客をしたいなと。コストをかけない中でいかに集客するかということを考えております、その内の一つといたしましては、この里山保全エリア、希少植物がいるというふうにして今、説明させていただいたんですけども、この中に湿地帯をなるべくいじめないような形で、具体的な木道橋等を付けて、中のほうに入ってもらって、その湿地帯を見たいといたしたいということで、いわゆる自然学習ができるようなエリアを作りたいということで1点考えております。あと自然探検エリアという部分につきましては、北勢中央公園内の土や残土が若干出ておまして、その残土を活かしまして、築山のようなものを少し作らしてもらおうかなというふうに考えております。大型遊具ほどの集客能力はどこまであるかというのは、議論のあるところなんですけども、そういったものによって少しアクティブな施設を作っていきたいなというふうに考えております。

(委員)

何か私の所感だけ言っても仕方がないですが、何かちょっと。それにしたって今説明なさった内容にしてもアクティブじゃなくて、パッシブのような感じがするんですね。何かもっと、例えばさっきおっしゃった隣地の活用の仕方とか、あと市民農園みたいなものあってもいいしね、水田はここ山の上の方だから水田はないのかも分からないけど、そういう感じで自然と関わり合っていくといいよね。そういう方向を考えないと、ただ築山作ったって、遊歩道作ったって、何かちょっと違うんじゃないかなというような、私の感じですけどね、そう思います。全体的に何か意向は、住民の方、自分で活動したいという意向があるようですので、そういう施設系統のニーズが多かったですけども、何かそういう気がするんで、お金がないから整備できないのかも分からないけど。ちょっとそういう感

じがしました。以上です。

(委員長)

私も個人的な意見ですけれども、ちょっと全員とは方向性が違うかも知れませんが、そもそも直接利用価値だけを算定されて、間接をあんまり入れないというような算定予想をされるようになってきてですね、いわゆる傾向と対策といいますか、どうやってB/Cを稼ぐかという、そういうことされてないと思いますけど。ということを見ると、住民に欲しがられて集客能力のあるテニスコートや野球場をバンバン作っていったほうが稼げるかも知れないし。ちょっと想像ですけどね、施設使用料も入ると。それと逆に都市防災とか都市環境維持機能とか、ここにたくさん間接機能が入っているけれども、元々非常にカウントしにくいものであると、そういうこと考えたらですね、数値を上げようと思ったら、目先の華々しいものをどんどん作っていくほうが、もしかしたらいいのかもしれませんが。そちらにあんまり流れると本来の行政としての、よく“上から目線”と言われるですけど、私はもう行政は“上から目線”でいいと思っているので、本当に大事なもんを作られるという意識で、あんまりこういうこと委員長が言ったらいかんのかもかもしれませんが、1.0さえ超えていたら、もう後は大事なものを作るというような意識でやっていただきたいと、私は個人的にそう思います。個人的な意見ですけれども。お答えは別に結構です。コメントです。

(委員)

このコスト縮減に関して、今年度から指定管理者制度を導入してということなんですけども、その管理運営面のコストですね、変化というか大体行政側が運営するのと、指定管理者が運営する場合とのですね、どれくらい効果が現れているか。

それと質問なんですけども、公園事業に関しては先程委員がおっしゃったように、例えばクラインガルテンとか市民農園的な採算が取れる事業というのは実際可能なんでしょうか。その辺その採算部門と不採算部門、採算性が取れる部門というのを、少しどのようにシミュレーションされているかお聞きしたいなというのと、一番初めの委員のやっぱり利用者数ですね、公園の。平成20年度のその予測というのが、ちょっとやっぱり数字的に大き過ぎるのかなというふうな気がします。その部分で駐車場の整備とか、こういう大きな予算を使ってやった場合に、実際にB/Cが先程から言われているような数字に当てはまっていくのかなというのが、やっぱり少し疑問に思いました。まず公園事業の部分、その指定管理者制度を導入したことによって、どれだけ数字がこれまでと違ってきているのかというのをもう少し詳しく説明して欲しいのと、あと公園事業で採算性、経済活動がどのような形で可能になるのか。これだけ大きな額を投じて造ってる公園事業なんで、採算的な部分ばかりやると赤字がどんどん増えていってしまって、結局指定管理者の方がどうなっていくのかなというのも、私としては当局の考え方をちょっとお聞きしたいなと思います。

(都市政策室)

まず指定管理者を今年度から導入しております。民間の業者がやっていただいております。

ですが、コスト縮減につきましては、約年間 700 万円、役所がやった場合と比べて約 700 万円程度削減をする予定でございます。というのは予定といえますのは、今後 20 年から 5 年間の契約になっていまして、年度ごとの契約金額も決まっておりますので、そこでいきますと年間約 700 万円程度削減をする予定でございます。

それと収入収支の件でございますが、指定管理者が今現在、中の具体的な有料施設ということでテニスコートとか野球場を運営していただいておりますが、その収入につきましては、指定管理者のほうの収入になるということで考えております。それとあと、先程の利用者数の増という話もありますが、現在、先程のパワーポイントでも 7 月にイベント、指定管理者が主催でやってもらっておりますし、それから指定管理者のほうで年間何回はイベントをするという、自主事業をしますということにも、事業計画としてはなっておりますので、その辺で利用者数を増やすということと、あと自主的にやっていただいたら、収入があれば収入としてもらってもいいですということになっておりますので、その辺の収入と、あと当然管理の指定管理者が支払う管理コストも当然あるんですけど、その辺のバランスをその指定管理者で、自分のところで収入収支をはじめてくというふうな感じになりますけど。

(委員)

指定管理者のその収入の主だった部分というのは、テニスコートの利用と野球場のみなんですか。

(都市政策室長)

ちょっと補足しますと、そもそもの考え方として、公営の公園に関しては全体で見れば採算は取れないという前提に立っています。ですので税金を使わせていただいて、皆さんにサービスを提供するという基本構造でございまして、指定管理者制度もそれを前提にしていますので、指定管理者の最大の収入は県からの指定管理料です。要は、県は自ら直営で管理するお金より、少し値切った形で昨年度募集をしまして、なおかつ競争をしていただいて、安くて効果的な管理をするとプレゼンテーションしたところに落札していただいたという形で、そのお金は税金が元になっている形でお渡しすると。それはいわば指定管理者にとっては収入ですが、それで要は管理をきちり適切にやっていただくと。それにプラスアルファ、こういう北勢中勢公園のように施設がある場合には、それは個別の判断なんで、北勢中央公園の場合には野球場とかテニスコートの収入は、指定管理者が収入にしてよろしいという形にしてあります。それも収入になります。その合計額の中で、必要最低限の管理は当然やっていただきますけども、元々プレゼンテーションしていただいたものも契約内容にしてありますので、自主的な事業等、確実に取り組んで効果を上げていただくという約束、契約を果たしていただく。

入場者数に関しましても、公園管理者、本来の公園管理者である我々として、どういうふうに責任を持って B / C を出すかというので、10 万人という数値に近い数値を出しましたけれども、指定管理者との関係でいうと、義務として入園者数をこんだけ確保しなさいと、この 5 年間の契約で我々は言うておりますので、逆に言うとそれは頑張っただけでやっていただかないといかんという形で指導していくと。毎月毎年チェックして効果が上がってな

いようだったら話し合っ、何が足りないのかと。逆に言うと指定管理者サイドから、もう少し施設としてこういうものがあつたらいいのかなという話も聞いて、お互い努力をしていくというような考え方を取ってごさいます。ちょっと期待されとるお答えになつるかどうかあれなんですけど。そういう考え方が前提になつてごさいます。

(委員)

公園事業は要するに収支のバランスが取れないというのはよく分かつたんですけども。利用者がですね、やっぱり増えることを期待するしかないという形になりますね。税金でこの管理運営がされているということなので、ぜひ利用率を上げていただければいいかなと思います。私は以上です。

(委員長)

では最後に委員から。

(委員)

私は四日市に住んでいて、子どもを遊ばせるために北勢中央公園を利用して、大学の野球部の部長をこの2月までやっていました。この野球場をよく1年間に何回も使っていたので、ちょっとユーザーからの意見といいですか、コメントさせてもらいたいんです。1つは芝生公園のウッドチップはすごくいいんで、子どもを遊ばせたいと思うんですね。全体図を見せてもらおうと、お母さんたちがよく言うのは、98ha、非常に大きな公園なんですけど、ここまで行くまでの道路が整備されていない。例えば菰野のほうを經由して、四日市市内から入りますと、湯の山街道を使ってミルクロードを使って入っていこうと思うと、確かに看板、行き先表示板はあるんですけど、途中で獣道になって対向できない道になっています。富田とか保々のほうから入ってくることになると、こちら側も実は行き先表示板はあるんですけど、保々の街中を抜けてくので、非常に狭くなつて、運転しにくいです。利用者が減というのは、確かに遊具の問題もあるんですけど、市内から行くときに、女性ドライバーが運転しやすいのかどうかと言われると、ちょっと厳しい道になっている。それが一つは利用者の伸び悩みというか、減にもつながつてるのかなという気がします。非常にいい公園で、本当に使いやすくてですね、まだこっち側の半分しか、池の下しかできていませんが、そういう意味でちょっと道路整備がもう少しできないと、本来の価値というのが出てこないのかなと思います。

もう1つは、これは親としてですが、トイレが少な過ぎる。例えば、野球場にあるトイレはバックネット裏に管理室がありまして、ここの中の事務所のトイレしかない。観客もトイレを使います。特に野球場については、霞ヶ浦球場との関係で、大学野球の全日本選手権の東海地区の決定戦をここでやっていることもありますので、非常に観客が多いわけです。にもかかわらず、このトイレが実は男子1つ、女子1つしかない。非常にトイレ自体が、選手も試合中に行きたい、観客も行く。特にイングの変わるときに混雑することもあるから、トイレ整備が問題だと思います。それから公園側もそうですね。トイレが非常に少なく、この辺に1つあつただけだと思うんですけど、非常にトイレが少ないというのが使いにくい点なのかなと思います。

それと駐車場についても整備があるということですが、ここの野球場の駐車場、先ほど言いましたように大学野球選手権をすると、3チーム、静岡、岐阜、三重から来るわけです。応援団も来るわけですから、非常に大きな規模の車が来ますが、観光バスが停められないわけです。観光バスが停めようとする、ここ実はこの道、非常に狭くて、ファールボールが飛んでく危険性が非常に高いわけです。ファールボールの処理が怖いので、非常に使いにくいということを感じています。

サブグラウンドについて、これはまだ荒地ですね。この辺がコンクリートで整備されていて、こちら側にサブグラウンドがあります。ここの駐車場との距離が非常に遠いです。私は北勢中央公園で感じたのは、2つの公園があるのかなということです。繋ぎがどうなってるのかなというのが、いつも利用させてもらって感じることです。とにかく非常に大きい公園なので、利用者の減と言われたときに、その辺の地域全体の整備が進まないと、この公園が整備されれば利用価値が上がるのかなと思います。これはユーザーとしてのコメントというか、意見ということでお願いします。

(委員長)

ありがとうございました。また今後こういうコメントを参考に活かしていただければと思います。

それではですね、どうもありがとうございました。事務局、このまま続けますけど、よろしいですか。

(公共事業運営室長)

2番目の概要の説明だけ終わらせたいと思いますので。

(委員長)

それでは防災ダムの事業、説明をお願いいたします。

(農業基盤室長)

農水商工部の農業基盤室の岩崎でございます。

本日は2件の再評価のほうをよろしくお願い申し上げます。まずその1件目の平成10年度より実施しております防災ダム事業、この地震対策ため池防災工事、安部・七郷池地区の再評価にかかる事業説明を行います。どうぞよろしくをお願いいたします。

では座らせていただきます。

パワーポイントをもちまして説明させていただきます。まず事業場所は津市安濃町の西部に、山のほうに位置しております。地区の状況でございますが、まずこの計画一般図、1では事業地域の詳細位置を示しています。左側に安部池・七郷池、今回の工事の対象となるため池が2つございます。南北にはグリーンロード、広域農道ですが、走ってございます。また草生の小学校、それから安濃総合支所の場所がこういう位置関係になります。

安部・七郷池の堤体、池の堤ですが、築造年代は不明でございます。経験と勘で造られたと思われる堤であり、かなり老朽化しておりました。地震によります決壊等の事態が生じた場合には、本ため池は集落とか農地に対して、山のほうの高い位置に位置することか

ら、この下流部はいわゆる鉄砲水を受けることとなります。従いまして、人命とか人家、それから先ほど申し上げましたライフライン等へ重大な影響を及ぼすことが予想されました。従いまして、これらの被害を未然に防止するため、緊急的に事業に着手しました。

安部・七郷池、今回、ため池の集水域、水を集めてくる区域は、青色の部分で約 50ha ございます。灌漑の受益はピンクの部分で、安部池が 58ha、七郷池が 81ha で、両池合わせまして 139ha となります。

堤体が決壊した場合の被害想定区域は黄色の部分で、全体でございまして 289ha、約 300ha ございます。貯水量は安部池が約 16 万トン、大きいほうの七郷池が 26 万トンでございます。それでこの図面が被害想定を区分して示しております。資料のほうの 27 ページに A4 版で図面を準備しましたので、字が小さいものですから、そちらも併せてご覧ください。

緑色の部分は耕土流失区域と申しまして、田んぼの上の土が流れ出していってしまうというふうな区域、上流部のほうの区域になります。黄色の部分は土石の埋没区域、上の上流から流れ出た土とか石が堆積する区域です。青色の斜線範囲はですね、浸水湛水被害区域、いわゆる水が浸かってしまう区域になります。又、細かい点ですが、ちょっと見にくいかもしれませんが、集落にあります赤色の家屋は全壊、青色の家屋は半壊になります。黄色の家屋、ちょっと見にくいんですけども、これは床下浸水家屋でございます。赤丸で囲みました部分は全壊家屋、半壊家屋の集中している部分でございます。

次に、安部池。これは小さいほうの直下流の写真、このような風景でございます。堤体というか、堤が決壊した場合は、バアッと水が来まして、こんな形で家屋は全壊、半壊、また水田とか道路は流出いたします。これが受益地の状況で、ため池から少し離れたずっと下流部のほうの状況なんですけれども、この地域では、上流で先ほどのところからバアッと洗い出した土砂が埋没する区域になります。このように決壊した場合は、農業被害は元より人命とか人家の個人財産、それから道路などの公共的な財産、かなり失うこととなります。

この辺からハードな話に入りますが、この計画一般図の 2 では安部・七郷池の事業内容を示しています。堤体工、いわゆる堤ですね、堤防ですね、これは安部池のほうは左のほうですが、これは 1ヶ所、黄色で塗った部分でございますが、1ヶ所。大きいほうの七郷池では 2ヶ所、いわゆる本堤というのと中堤 2つでございます。洪水吐け、バアッと雨が降って溢れた水を出す施設なんですけれども、これはグリーンで示してございます。これはそれぞれ 1ヶ所。取水施設工、いわゆる農地に水を引き入れるための取水する施設、赤でございますが、これも共に 1ヶ所でございます。これと合わせてですね、茶色で示してございませぬ管理用道路の 1号と 2号、これが合わせて 940m になります。その他、管理施設整備工事として観測施設、堤防の変移量を測定する機械とか、漏水、水がどれくらい漏れているかというのを常時観測する機械が一式ございます。今回、事業の着手後、10 年を経過して、更にまだ継続しておる事業でございましたので、再評価をお願いいたしました。この小さいほうの安部池はですね、先ほど申しました漏水観測施設とか、そういう観測施設工を除き、もう本体は土木的な工事は全て完了しております。従いまして、平成 19 年度から本格的なというか、本来のため池としての機能を発揮してございます。これが完成しているほうの安部池の堤防のこの改修前でございます。かなり老朽化しております、断面も不足しております、計算しますと所定の地震の場合には決壊するというところでございます。

これは改修後の堤防でございます。この辺は同じく完成した安部池の洪水ですね、溢れた水が出て行くところ。こういう形で改修しました。ちょっとくどくなりますけど、その安部池の取水施設と申しまして、昔は俗に言う尺八木柱式といいまして、すうっと尺八みたいに木の向こうのほうにありますような斜めの物がございまして、そこへ穴が開いてまして、ピューピューと木柱を入れてきまして、それを抜くことによって、そこからダアッと下へ流れ落ちて、堤防の中というか、管を通して引くという方法でございます。かなり老朽化しております。これを改修後はこういう形で鋼製というんですか、スチール製に変えました。原理は同じでございます。

もう1つ、現在は、ですから大きなほうの七郷池だけの工事を行っています。ちょっと見にくいんですけど、お手元の資料でございますが、いわゆるこれが七郷池の本堤の計画図です。黄色い部分の小段までの工事が完了しておりますして、あと残り、紺色の部分が残っております状況でございます。

次に、これが先ほど申しました尺八のやり直しといいまして、近代化の工事でございますして、これの計画図と完了後です。これもさっき申しました途中まで堤防ができておりまして、その部分まで完了しておりますして、今年度末までには、この部分全部完了する予定です。小段までの部分が完了する予定です。

あと残っております工事として、管理用道路1号のほうでございます。見にくいんですけど、これも1号のほうは計画、黄色のところは完成しておりますして、赤色の部分は暫定断面、まだ工用道路としての幅員まで工事が完了しております。さっき言いました横断的にはこういう形になります。現在、黄色のところまで完了しております。道が今、全幅で4.5mあるんですけども、これは七郷池の工用道路として今、使用しておりますして、工事が全て完了した後、ずっと上がってきまして、上にありますように全幅3mまで、幅は狭くなるんですけども、そういう仕上げを行います。全幅3m、有効が2mの幅員なんですけども、この断面が2mなんて狭いやないかということありますが、希少生物付近に一般車両が近づくのを防ごうということから、こういうふうに、わざとは申しませんが、南面の幅を狭めてございます。

それでは、事業の進捗状況でございますが、平成20年度末の進捗状況は、事業費ベースで66%でございます。今後、来年平成21年度、平成22年度の2ヶ年、七郷池を完成し、平成23年度、最終年度ですね、管理用道路と観測施設、色んな漏水システムを設置して完了する予定です。平成21年度から完了予定の平成23年度までに要するコストは3億9,850万円、約4億円ですが、コスト縮減により9,850万円、約1億円減りまして、残事業が約3億円というふうに考えております。コスト縮減につきましては後ほど説明させていただきます。

本事業が計画に対しまして、非常に長期化した理由について説明申し上げます。工程表の青い部分が当初の計画でございます。平成10年度に事業を開始し、平成16年度の7年間で工事を完了する予定でした。赤い線が実際の工程、及び今後、平成21年度以降の完了予定の工程表であります。

実はちょっと遡りますが、私どもの農水商工部では、平成13年度にですね、ため池整備工事に関わる希少生物と保全対策指針という、えらい名前なんですけど、それを定めまして、ため池で工事やるときは、そういう色んな希少生物等をきちっとこういうシステムで

調査して、必要なら対策工事をやりましょうという指針を定めました。

そのためにこのため池におきまして、平成 13 年度から、だから初めの着工の平成 10 年度はあんまり意識してなかったんですけども、平成 13 年度から、慌ててとは申しませんが、環境調査を行いました。その結果により、希少生物を確認しました。これが希少生物のポイントです。外側の円は工事制約範囲内ということ。ですから本安部・七郷池の工事区域はその範囲内にあります。これまで（団体名）とも打ち合わせましたが、確認されたポイントから半径 500m ぐらいの範囲が影響範囲内と、制約範囲になります。これが現地の状況です。これが 18 年 7 月に撮影されました地区内での写真でございます。これが希少生物の 1 年間のスケジュールと申しますか、生活史を示しております。1 月から 7 月までは繁殖期に当たりまして、非常に敏感度が高いため、工事期間中は非繁殖期か、それ以外で最も敏感度の低い 8 月末から 12 月末までの約 4 ヶ月に実施することとしました。

通常、ため池工事と申しますのは、水田のほうで水が不要になった 8 月末から、今度は田植え等が始まります 3 月末まで、この 7 ヶ月間でため池というのは、普通、工事するんですけども、この地区におきましてはそういうことで、4 ヶ月間しか実施できなくなったということで、約工期的には実質的に大体半分ぐらいになってしまいました。この工事の先ほど申し上げました半径 500m の制約範囲とか、工事期間はですね、（団体名）それから学識経験者の方、それから私どもが協議を行って決定しました。その結果、計画に対して事業はかなり長期化した次第でございます。

ここからは皆さんのお手元にもございますが、事業を巡る社会的状況ですが、10 年間経過しまして、局部的にちょっと宅地化したところもございますが、殆ど転用もなくほぼ同じ状態でございます。ただし、私どもが平成 13 年度にですね、そういう希少生物の保全指針を定めましたように、県民とか国民の方の安全安心とか、環境に対する意識は非常に高まりを見せておる状況でございます。

これが費用対効果分析でございます。平成 10 年度における投資効率は、ご覧のように 1.98 でしたが、平成 20 年度現在、見直したところ、1.91 まで下がってきました。総事業費自体は 3,000 万円ぐらいの増加なんですけれども、逆に妥当投資額が下がりました。この要因は、いわゆるこの間にデフレというんですかね、労働単価とか農作物単価が下落しまして、それによりまして計算しますと、逆に妥当投資額が下がってしまったという結果になってございます。

次にコスト縮減でございますが、これは 1 つは工法的な原因があります。この 1 番にあります、1 つは小さいほうの安部池で、どうしても残土、ヘドロ等とかそういう土が発生します。この残土を隣の大きな七郷池の堤防の盛土材に流用土として使用しました。ただそのままではヘドロ土では、まともに使っては使い物になりませんもので、後で説明しますが、碎石等を混ぜ合わせまして、盛土材として使用できるように改良して使用いたしました。この結果、よそから買ってくる、新たにいい土を買ってくるより 1,700 万円ぐらいのコスト縮減になりました。又、入札制度の改革による、改革かどうか分かりませんが、いわゆる入札価格の低減により約 8,000 万円のコストの縮減となっております。

ちょっと簡単に先ほど申し上げました残土の流用でございますが、普通、残土としてどっかへ処分するんですよ。それが一般的な池底の土を、碎石を混ぜ合わせまして、土の粒度分布と申しますか、粗いものから細かいものまで粒度分布と言うんですけど、それを

適正に管理しまして、隣の七郷池のメインの堤防の盛土材に使用しました。そのときの状況です。残土を仮置きしておいて、それと碎石をああいいう形で重機で混ぜ合わせております。そうしまして、それを適当な粒度分布なり、土の含水比というんですけど、それを調整しまして堤体を七郷池、大きな池の堤防をこういう形で盛り立てていきます。土に含む水加減とか、碎石の混ぜ具合などの非常にこれは微妙で高度な技術が要求されておる工法です。これは私ども農業土木学会のほうでも、ひとつの施工例として発表させていただいた工法でございます。

最後でございますが、今後、引き続き、今もやっておりますが、環境調査を行いまして、希少生物に配慮しながら工事を進めてまいります。

2つ目に地元としては、やはり早いとこ工事を完成して、安全安心な農業生産を望んでおります。ですからできる範囲内で一生懸命がんばりたいと思っております。平成23年度内に全ての工事が完了する予定でございますので、何とか環境との調和を何とか取りつつ、地元の方に喜んでいただけるように供用を開始したいというふうに考えております。

以上、雑駁でございますが、防災ダム事業の説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

(委員長)

今、説明はしていただいたんですけども、資料のページ数で言いますと、21ページの費用対効果分析というこの結果だけがここに載ってますけれども、概要だけですので、この説明の中で、33ページ以降の費用対効果算定基礎資料を使用されてですね、簡単に項目だけで結構ですから、こういう便益があるという話をちょっと説明していただかせませんか。

(農業基盤室)

それでは農業基盤室・水利防災グループ、近藤が説明をさせていただきます。ちょっと資料を用意させていただきますのでお待ち下さい。

まずこのスクリーンを見ていただきたいと思うんですが、私ども土地改良事業では解説土地改良の経済効果という本がありまして、それで効果を算定しております。

投資効率と申しますのは、妥当投資額を総事業費で割ります。それから妥当投資額というのは年総効果額にその後ろの一定の率なんですけど、それを掛けて出します。従いましてここで欲しいのは、年総効果額というのを出す必要がございます。今回の説明資料のほうの38ページをご覧くださいませるか。こちらのほうに我々のやっております防災事業に必要な効果のほうが上がっておりますが、今回は維持管理費節減効果というものと、それから災害防止効果という2つについての効果を求めております。維持管理費節減効果と申しますのは、事業を行うことによって、施設を維持管理する年間費用の増減を効果として算定しております。実施前に比べて節減する場合にはプラス、実施後に増加する場合にはマイナスで表します。39ページを見ていただけますか。こちらが維持管理費節減効果なんですけど、こちらにあります66万6,000円というのが1年間でこの場合はプラスですので、管理費が下がるということを出しております。

それから続きまして、災害防止効果なんですけれども、こちらにつきましては、災害の

防止効果、または軽減効果を金額で算定するんですが、実施前の年効果額から実施後の年効果額を控除したものが、年被害軽減額となりますが、被害は毎年起こるというものではないため、防災事業の場合は、想定被害額に対して、耐用年数から算出される還元率を掛けまして、年被害軽減額といたしております。40 ページを見ていただけますか。想定被害額のほうを下段で示しております。農地とか農作物、それから人家、公共施設等を算出したしまして、想定する被害額が25億7,747万4,000円と一番下のところは合計です。その合計に対しまして、先ほど申しましたように80年という対応年数における還元率を掛けまして、出てきた値の1億773万8,000円、上段なんですけれども、こちらが年における1年に換算した場合の効果額として表れます。2つの効果を足したものが年総効果額ですので、そちらにまた戻っていただくんですが、38ページになります。これは単純に先ほど説明したものを足し算しとるんですが、1億840万4,000円でございます。ここで初めに申しました年総効果額が求まりましたので、また戻っていただくんですが、今度は37ページのほうへお願いいたします。総事業費が1欄でございます。先ほど求めました年総効果格は、番号3のところに記載されておまして、ちょっと飛んでいただきまして、7番のところに対応年数と防災事業の標準工期として定められた6年というものから算出される還元率×1×建設利息率というものの数字で、0.0434となっております。で、計算により、妥当投資額は8欄で、24億9,778万8,000円となります。これを総事業費の1欄で割ったものが1.98ということで出ささせていただいております。41ページ以降は、同じような計算式を平成20年度として、その時点に経費を換算したり、もしくは単価等を置き換えて算出しております。そういったことから、先ほど申しましたように1.98から1.91ということで、若干、効果のほうは現時点では下がったという状況でございます。

早口ですいませんが、以上でございます。

(委員長)

ありがとうございました。できたらというか、次の説明からは、この程度の説明で結構ですので、パワーポイントの中に入れていただいたほうが、説明は分かりやすいと思いますので、よろしく願いいたします。

事務局、この後の進め方はどうしますか。

(公共事業運営室長)

ちょうど12時になりましたので、ここでちょっと申し訳ございません、お昼ということで、13時に再開して質疑応答から始めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員長)

はい。ではそうさせていただきますので。一度休憩を取らせていただきます。

(公共事業運営室長)

13時再開ということでよろしく願いいたします。

(休憩)

(公共事業運営室長)

それでは、午後の部のほう再開したいと思いますけれど、委員長よろしいでしょうか。

(委員長)

はい。それでは午前、説明いただきました防災ダム事業につきまして質疑応答を始めたいと思いますので、その前に評価の結果、継続したいというようなご説明だったと思いますが、この評価と判断に関して何かご質問がありますでしょうか。

委員、お願いします。

(委員)

27ページの被害想定図を見せてもらおうと、全壊家屋、半壊家屋の箇所が書いてあります。整備されれば、被害が小さくなるということですので、家屋ということは、38ページの便益の計算のところの生活環境整備効果と地域資産保全効果というところに計上されるべきではないのかと思います。被害想定図から見ると、この部分の計上があってもいいのではないかと考えられるんですが、これはなぜ計上されていないんですかね。

(農業基盤室長)

このため池事業の場合に、家屋が全壊したときに、直す費用を被害軽減効果のほうで見込んでおりますので、そちらのほうで見込んでいくということになります。

(委員)

被害軽減効果というのは38ページの項目でいうと、どれになるんですかね。

(農業基盤室長)

38ページですね。災害防止効果です。

(委員)

これは生産基盤保全効果で、家屋は住居ですよ。住居は生活に関係してませんか。

(農業基盤室長)

すみません。40ページのほうにですね、想定被害軽減額というのを表させていただいているんですが、そちらのほうで農業被害と一般公共被害という両方を計算させていただいております。

(委員)

人家ですので、下ですよ。

(農業基盤室長)

下のほうの一般公共被害のところの人家のところ被害を想定しております。被害額を

ですね。

(委員)

言葉の使い方かもしれないですが、ここの家屋の人たちは、皆さん農業をやられてて、農業に携わっている人だから、そこに住む人は生産基盤になるので、生産基盤の災害防止効果に計上したということですか。生活、人家と言われると、どうしても生活じゃないのかなと思ってしまいます。生産という部門に、なぜ人家を計上するのか。言葉だけを取ると、生活じゃないのかなと思うんですよね。それが生産で計上されているというのは、なんか違和感を感じてしまったもんですから。

(農業基盤室長)

先ほど説明しました土地改良の経済効果という本の中に、効果の算定対象資産としてですね、こちらの先ほど言いました生産基盤の中で、農業部門と一般公共部門というのがありまして、その一般公共資産の中には、住家、倉庫、井戸、工場、公共建物、道路、橋梁と、諸々を効果の算定対象資産としなさいというふうになっておりますので、それに従ってさせていただいております。

(委員)

細かい話ですけども、生産基盤でマニュアルどおりに入れられたということなんですが、地域資産保全の便益は、この辺りの公園なり、道路なり、農道なりによって、もう少し増えるんじゃないかなということ、直感的には感じたんですが。

(農業基盤室長)

マニュアルで分かりにくい表現になっているかと思います。ちょっと今調べております。すみません。

(農業基盤室長)

この地域資産保全効果というのはですね、この本で算定しとるのは、干拓事業等によってですね、

(公共事業運営室長)

時間もかかるようですので、調べていただいている間、他の質問のほう、進めていただけたら。

(委員長)

じゃ私のほうから1つ質問を。非常に根本的なことをお聞きしたいんですけども、そもそもこれは堤防が決壊して、何らかの被害が起きるということを防止するための事業ということですけども、これ外力は地震なんですか。それとも老朽化にしる、地震で決壊するのか、それとも豪雨で雨が降って溢れてとかいうようなことも入っているんですか。どういうことで決壊するということを想定されているかという、外力です。まずそれをお

答えいただきたいんですが。

(農業基盤室長)

決壊に対しましてはですね、地震等で決壊するというふうなことで算定しております。

(委員長)

分かりました。ということは、よく河川事業であれば、雨でもそうなんだけれども、外力となる自然災害が、何十年に1回起こる確率があるという計算をして、それを掛け算するなりして、それを反映したような便益を出すというやり方をされますけれど、この場合は、この何年かの中に必ず1回決壊するというような算定方法でやられているのか。それともやっぱり地震であれば、何年に1回という確率を考慮してやられているのか、どちらですか。必ず1回決壊しても崩れてしまうと。その1回決壊するのを防ぐために、いくら要するというような計算ですね。

(農業基盤室)

そうです。おっしゃるとおりです。

(委員長)

分かりました。それに対して別に異論を挟むつもりはありません。

もう1つ、断面図が無かったから、よく分からなかったんだけど、堤防の断面図はあったんだけど、要するに堤防があって、どれぐらいの底が高いところにあるのかとか、要するに堤防が無かったって、低いところにあるため池であれば、そんなに溢れることはないんだけど、これはやはり天井川みたいな形で、かなり水面が堤防が無かったら乗り越えていくような構造になっていると考えてよろしいわけですか。ですからこそ、堤防が重要になってくるわけですね。

(農業基盤室長)

分かりました。ちょっと数字的には今手元にございませんですけども、これはいわゆる水田灌漑用の農業ため池でございますもので、普通の水田地域よりはるかに高い山間部にあるということでご理解、これが池の堤体から見たところなんですけども、下流の農地とか集落よりはるかに高い位置に。数字的には後でまたご報告させていただきます。

(委員長)

やはり堤防が切れたときに、その中の水がかなりの部分、外に出てしまうというふうな構造の堤防やということですね。

(農業基盤室長)

はい、おっしゃるとおりです。

(委員長)

分かりました。私はそれぐらいで、他の委員の方、先ほどの回答、まだ用意できてませんか。まだであれば、先ほどの委員の。

（農業基盤室長）

お答えします。お尋ねの地域資産保全効果というのは、実はたくさんマニュアルでは分かれておりまして、例えば国土造成効果、この事業には全然該当しない、例えば干拓になったときに、国土がこんだけ増えますという効果とか、文化財発見したときの効果とかですね、河川流域の安定効果とか、地下水涵養効果、地域用水効果、地籍がはっきりしない、地籍何とか効果とかですね、それらを総称して地域資源保全効果と呼んでおります。ちょっと分かりにくいネーミングですもので、そういう色んな多面的な効果を指しております。

（委員長）

今回、それは該当しないということですね。

（農業基盤室長）

はい、そうでございます。

（委員長）

生活環境整備効果も安全性の向上効果というのも該当しない。災害防止だけで。

（農業基盤室長）

お答えいたします。安全性向上効果と申しますのは、ちょっと意味が違いましてですね、いわゆる道路なんかの事故率の減少とか、精神的安定の確保とか、そういう安定性の確保を指す効果でございます。

（委員長）

他の委員の方、どなたか。委員お願いいたします。

（委員）

27ページの被害想定図について教えていただきたいんですが、一番下流側の地域なんですけども、ブルーで示されている浸水湛水被害の地域と、その直ぐ南側にかんばつ被害というのがあるんですが、これ一つの池の堤防が決壊したときに、その隣り合った地域で、片方は浸水して、片方は干ばつになるということなんですか。

（農業基盤室長）

決壊した場合、いわゆる土石流ですか、土砂流はこの黄色の範囲で止まります。ただ、池が無くなりますと、当然灌漑用水が不足しますから、その受益というんか、いわゆる水を配られるところの農地である、このピンク色の部分はですね、今度は灌漑のほうができなくなって干ばつ被害を受けるという考え方でございます。

(委員)

そうすると、40ページのほうで湛水とか浸水というのは、農業用の施設とか、そういうところで上がっているんですけども、この地域というのは、そうすると土砂が溜まったからかんばつになるということで、一番上の耕土流出、土砂埋没の中に含めて考えて計算されてるということよろしいんですか。干ばつ被害の地域についてなんですけど。

(農業基盤室)

緑の部分は土砂が流出する区域、黄色の部分は土砂が埋没ですね。それから水位が下がっていきますと、湛水だけする区域というのがブルーで示させておるんですけども、そのピンクのところは、当然水には浸かるんですけども、先ほど室長が申しましたように、池がなくなることによってですね、耕作ができなくなるという被害のほうが大きいので、このピンクの部分はそちらのほうを採用しているということになります。

(委員)

そうすると、例えば40ページのこの想定被害軽減額の内訳のこの分類ですと、どの区域に当たってくるんですか。

(農業基盤室)

農作物のところ、内容のところに湛水被害等というふうにあるんですが、そちらのほうで含んでおります。農作物として全部含んでおります。

(委員)

はい、分かりました。ありがとうございます。

(委員長)

他の委員の方、どなたか、特にございませんでしょうか。

では、これで防災ダムのほうにつきましては終了したいと思いますので、では次の説明をお願いいたします。

(農業基盤室長)

分かりました。それでは引き続きですね、湛水防除事業(櫛田地区)の事業説明を行います。よろしくをお願いいたします。では座らせていただきます。

事前にちょっと用語の解説と申しませうか、湛水という意味なんですけども、ご存知かと思いますが、いわゆる水が溜まる、溜まり水のことを指すと。だから湛水防除というのは、その溜まり水による被害を防除するという形でご理解ください。雨が降って水が溜まるということとしてご理解ください。

それでは湛水防除事業(櫛田地区)の位置ですが、名前から分かりますように、松阪市の東部ですね、松阪市の東部の櫛田川の左岸、左側に広がる農村地帯が受益となっております。では地域の状況と目的を簡単に説明いたします。本地域はブルーの線で囲まれた、これが流域、いわゆる水が集まってくる範囲内です。そこに右にありますのが櫛田川でこ

ざいますが、この地域は櫛田川左岸に設置されました、下の一番これ下流側なんですけれども、下七見の排水樋管、それからちょっと上に上がったところにございます清水排水樋管、この樋管と申します2つの穴から、自然に櫛田川へ降った雨は排水されております。これが下流にございます下七見の排水樋管の状況。それからこれがややちょっと上流にございます清水の排水樋管でございます。その辺の櫛田川、非常にこういう風光明媚な川になっております。

ところが先ほど午前中にありましたような突発的な豪雨といえますか、大雨が降りますと、こういう形で地域の下流側は湛水、いわゆる水が溜まった被害が発生する地域でもございました。過去形で申し上げます。これらは平成9年7月の台風9号のときに、こういう被害が発生したわけでございます。

地区の状況でございますが、先ほど冒頭にも申し上げました排水流域、いわゆる水が集まってくる部分が約220ha。そしてああいう水がはけずに、溜まった水による湛水被害が発生する部分が約42haでございます。内訳はお手元の資料のとおりでございます。

もう少し詳しく説明申し上げます。まず現在の排水状況を、これで模式的に説明いたします。平常時をご覧のように自然流下で地域内の水は櫛田川へ自然に流れていきます。ところが、櫛田川が上流部、この地域も含めて大雨が降った場合、まず櫛田川の水位がぐうっと先ほどありましたように上がってまいります。そうしますと、この川の水が、田んぼとか宅地が低いがために逆流してまいります。この逆流を防止するために、地元の管理によってゲートを全部閉めてしまいます。そうしますと、この計画地の水が櫛田川へ排水できずになって、先ほど写真でご覧いただきましたように低位部に水が溜まり、いわゆる溜まり水、湛水の被害が発生するというのが過去の状況でございました。これが樋門閉鎖時はこのような状況です。従いましてこの溜まり水による農作物の被害等を防ぐために、排水ポンプを設置しまして、地域内の水を排水するというのが本湛水防除事業の仕組みと申しましょうか、計画でございます。

ではその事業の内訳を説明いたしますと、全体事業費はご覧のように8億9,000万円、約9億円でございます。その内訳は、先ほど申し上げましたポンプ、口径1,000mmの排水ポンプ1台と口径700mmの排水ポンプ1台、これに約3億円余。それからそのポンプを納めるための排水機場、下部とか、建屋に約3億5,000万円余。それからそれらを結ぶ排水路工912mに1億円余。その他用地買収費等2,900万円でございます。

再評価を今回お願いしておりますが、これも先ほどの防災ダムと同じように、採択後10年を経過した時点で、また継続する事業でありまして、要綱第2条に基づき再評価をお願いしております。

事業の進捗と今後の見込みでございますが、既に排水機場やらポンプ2台は完成しております。平成19年度、去年度から稼働しております。残っておりますのが、そのブルーの線でございます排水路約900mを整備いたしまして、平成22年度に完成予定でございます。

年度ごとの事業費をご覧いただいております。平成17年度の事業費が異様にピュッと突出しておりますのは、この年にポンプ2台を一括して発注したのがために、こういうふうになっております。又、一番右のほう、平成22年度のコスト縮減を表しておりますが、この内容につきましては、また後ほど説明させていただきます。

今後の事業計画でございますが、残った排水路、1つはプレハブ、組み立て式の水路なんですけども、幅4m、高さ90cmの、これは改修でございます。現在はもう少し小さい断面で足りませんもので、改修を約600m計画しております。これが平成21年度。また最終年度の平成22年度には、もう少し上流でございます、冒頭に申し上げた清水排水樋管の地域からポンプのほうに水を引くための、これも組み立て式のプレハブ水路3mの90cmの約300mを計画して完了したいというふうに考えております。

事業の長期化、なぜこの程度で10年以上かかったかでございますが、青が当初の工程、それから赤線が現在の実際の工程でございます。まず長期化の原因の1つ目でございますが、一級河川の櫛田川へ排水するためには、その施設の構造等を含めまして、河川管理者、これは旧建設省、現在国交省さんでございますが、この協議に時間を要しました。それが一番大きな原因で、もやもやと書いてございます河川協議でございます。平成10年から平成16年度まで、ちょっと隠れてますが、かなり長い、平成17年度もですね、8年間を要しております。河川管理者でございます国交省のご意見といたしましては、ポンプ排水による河川水位がどれくらい上がってくるのかという検討、シミュレーションをやりなさいというご指示がございました。この櫛田地区のポンプ2台だけだと、大したことないんですけども、同時期に他に3ヶ所、私も農林の工事で排水機場を設置しております、4台のポンプ、大体毎秒19トンぐらい、4ヶ所の排水機場を合わせますと19トン毎秒出るんですが、これが河川に与える影響をシミュレーションしなさいということで、その解析に非常に日時を要してました。これが一番大きな原因でございます。

2つ目には先ほど申しました平成21年度以降行います排水路の改修ですね、そこの取水施設の検討と受益者との交渉に日時を要したことがございます。もう少し2番目のことについて詳しく申し上げますと、排水路を利用する際、先ほど申した既設排水路から取水してですね、あの赤の部分ですね。そこへ取水して用水として利用している地域がございました。排水のもう1回汲み上げて利用している地区がございました。これを復旧する必要がありました。現在のゲートはご覧のように手上げ式のゲート、手でギューと巻き上げるゲートによって水を塞ぎ上げ、下流の赤いところへ用水を供給しておりますが、今度、この水路自体がもう少し大きな幅になります。そうしますと、用水施設も当然それに伴って大きくなります。その大きくなった用水施設の維持管理の問題を含め検討して、地元と交渉する必要が生じました。この左のほうの図面の青いところは、いわゆる洪水被害を、湛水被害を軽減するところですが、この赤いところ、いわゆる用水の受益者とは違う人たちなんです。地域は隣接してますけど。ですから用水の受益者からいうと、そんなものは関係ないわという方も一部おみえになりまして、折衝に非常に時間を要したわけでございます。

次に、社会状況の変化にまいりますが、平成10年度からの10年間、大きな変化は見られておりません。ただ地域内の水田をいわゆる県営ほ場整備事業の櫛田地区が完成しまして、担い手への集積が進んでおりまして、ご覧のとおりでございます。

次に、費用対効果分析でございますが、まず概要から申し上げますと、当初の総事業費は約9億3,000万円余でございます。妥当投資額が約10億500万円、投資効果1.07でございました。平成20年度に置き換えた総事業費が約9億8,000万円余、妥当投資額が10億3,000万円余でございます。投資効果が1.05に減少しました。先ほどの防災ダム事

業と同じように、下がった原因は、労働単価とか農作物単価の下落によるものでございます。もう少し詳しくこの費用対効果につきまして説明を申し上げます。

(農業基盤室)

パワーポイントが準備できましたので、パワーポイントを見ていただきながらご説明させていただきます。先ほどもお示ししましたが、投資効率、同じ繰り返しになるかもしれませんが、先ほどちょっと早かったのでゆっくりお話させてもらいますが、投資効率を出すのには、妥当投資額を総事業費で割ってございます。妥当投資額というのは年の総効果額を、その右のほうの還元率、それから建設利息率を加えたもので割り算をして出します。ですので妥当投資額の算定に用いる年総効果額というのを出さないと、投資効率というのはいくらも求められないということになっております。先ほどのため池と全く同じなんですけど、先ほどと一緒になんですけど、こちらにつきましても、農業経営向上効果の内の維持管理費節減効果と、それから生産基盤保全効果の中の災害防止効果という2つの効果を算出して求めております。

維持管理費節減効果と申しますのは、そのポンプが設置することによりまして、維持管理費、この場合は先ほどプラスマイナスのお話をしましたが、ポンプが新設でございますので、ポンプにかかる維持管理費は、全くの新たにかかる費用となっております。ですので、ここに付きました、47万1,000円の前には付いておりますが、こちらにつきましても、マイナスの効果で現れております。こちらが災害防止効果のほうなんですけれども、ため池と同じように想定被害軽減額を、農地それから農業用施設、農作物、農業用器具、公共施設のこちらにつきましても、先ほどは流出したり、埋没したりするんですけど、こちらは水に浸かることによる被害となっておりますので、先ほどのため池よりかは被害額としては小さくなっております。最後の下のところの計が10億5,107万7,000円なんですけれども、こちらのほうを、上の段、還元率というので、全部のいつ起こるか分からない被害を、還元率で毎年の効果に表しております。先ほどため池は80年というのは耐用年数となっておりますが、こちらはポンプであるとか建物であるとか水路であるとかいったものがありますので、それらを全て加味いたしまして、合算で28年という耐用年数を出しております。その28年のときの還元率といいますが、この0.06でありますので、一番のところに0.06を掛けて6,300万円ちょっとというのが効果額となっております。で一番頭に付けさせていただいております、ここで両方を足させていただいているんですけど、先ほどのマイナスでありました47万1,000円と、被害のほうの6,306万5,000円を加えたもの、6,259万4,000円というのが、年の総被害額として算定しております。で、一番頭の表になるんですけども、事業費のほうは9億3,930万円、それから3番のところに先ほど出した年総効果額、耐用年数のほうは先ほど説明しましたように6番のところにあります28年。で、その28年と事業の実施期間である6年から出てきました還元率×1+建設利息率というのが0.0623となっておりますので、これらを8番のところで計算いたしますと10億471万9,000円というのが妥当投資額になります。この妥当投資額を一番上の9億3,930万円で割ったものが投資効率として表しております、1.07でございます。先ほども申しましたように、平成20年度も事業費等々、総事業費はスライドをしましてまいりますので、上がっております。年総効果額につきましても、若干上がっております、物価スライド

に対して労働単価であるとか、農作物の被害の単価が下がりましたので、効果額は上がっているんですが、全体で割り戻したときには下がるという減少で1.05となっております。

（農業基盤室長）

次に、地元のご意向でございますが、19年度に一応排水機場がポンプが稼動しまして、この下七見、下流側の流域の湛水被害が軽減されました。今後、やや上流にございます清水排水樋管流域の被害を防止するために、完成排水路へ繋ぎまして、湛水被害を完全に除去する工事の早期完成を望まれております。

次に、コスト縮減について若干申し上げます。いわゆる入札価格の低減による縮減率は、ご覧のように約6,900万円。それから詳細設計時に資材価格の見積りをもう一度再徴収をしまして、価格の見直しによる縮減額が5,700万円、合わせて1億2,600万円のコスト縮減となりました。その価格見直しでございますが、主に機械ものなんですけども、排水機が当初計画で3億6,000万円ほどございましたが、きちっともう1回見直しを取って、見積りを取って、不要なもの、仕様等を改善した結果、約4,400万円。除塵機、自動ごみ取り機なんですけど、ゴミも流れて来ますので、ゴミを自動的に掻き揚げる機械なんですけど、それも同様にきちっと仕様を詰めて再見積りしたところ、約1,200万円の5,700万円のコスト縮減となったわけでございます。今後は継続して排水路の整備等を行いまして、湛水被害の軽減を図るようがんばりたいと思います。

どうもありがとうございました。これで説明を終わらせていただきます。

（委員長）

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして質疑応答を始めたいと思いますが、委員の方、どなたか質問ございませんでしょうか。委員、お願いいたします。

（委員）

今、コスト縮減の話が出ましたが、全部請負差金というんですか、それで1億2,600万円ですかね、減ですね。それ以外に、例えば防塵機とか色々なものに対しての本来のそういう検討で安くなったというんはあるんですか。

（農業基盤室長）

今の画面を開けて下さい。ちょっと分かりにくいんですけども、上段のいわゆる入札価格による減額が約6,900万円、これは業者同士のつば競り合いで、色んな工事全部合わせまして、これは土木も含めてです。機械も土木も含めて6,900万円になりました。下のほうは価格見直しということで、もう1回再見積り、我々は設計するとき、もう1回見積りをお願いするんです。それがこの計画当初の見積りが、ご覧のように合わせて機械物だけで4億5,800万円でした。もう一度実施に当たりまして、きちっと見積り仕様を精査しまして、不要なものを省く、若干オーバーなものも規格を落とす等しまして、もう一度見積りを仕直したところ、4億1,000万円で、その差額が5,700万円。両方合わせて1億2,600万円の縮減になりました。ですから単なる業者のつば競り合いが6,900万円、それから私どもの仕様再検討が5,700万円という内容でございます。

(委員)

その仕様というのはですね、当初の計画していたものに対してですね、新たな工法を採用したとか、そういう施工方法を検討したとか、それからあと、メンテナンスの非常にかからないような物に変えたとか、そういうふうな工夫というのは、配慮はその中には入ってないんですね。あくまでも要するに見積りのもう1回取り直した。それでその市場単価とかそんなんが変わってきて変更になったというものです。本来の工夫というんですかね、そういうなもんでコスト縮減に繋がったという、お聞きしたいんですが。

(農業基盤室長)

委員おっしゃったように、これという決め手のそういう大きなものはございません。小さなものを少しずつ少しずつ積み上げていったものが5,700万円でございます、そういう根本的に見直したというのはいりません。

(委員)

それから1つ、その下七見でしたかね、そこで災害が低減されたと書いてありましたね。先ほどのですね。そうすると常に災害というのはいりるんですか。低減という、何かそこら辺の文章書いてありましたね。地元から要望というのはいりまして、下七見地区からですね。

(農業基盤室長)

平成19年度に排水機が完成しましたので、まだ1年少ししか経っておりません。従ってまだ軽減という言葉が適切かどうかは別にいたしまして、1年余りですから、まだ全然起こっておりません。ですからちょっとこの辺はそうですね、軽減と申しましたが、ちょっと表現に不適切なところでございました。

(委員)

あれ今、(業者名)が何か土砂採取しとるようなところなんですか、その地域は。それは違うんですか。昔採ったところですか。

(農業基盤室長)

この地域は採ってないようでございます。

(委員)

将来的には砂利採取の場所になるんですか。

(農業基盤室長)

ちょっと管轄外ですもんで、すみません。

(委員)

ありがとうございました。

(委員長)

他の委員の方、どなたか、ご質問ございませんでしょうか。

じゃ私からですけれども、いわゆるB/Cなりで非常に明らかに出てくるものとは別に、そもそももっと大きな話ですけれども、よその国から毒混じりの食物がやってくるというようなときにですね、やはり日本の農業とか、三重県に限って言うても、三重県の農業に対して、それを維持するための効果ということ考えたときに、ビジョンとして結構ですから、こういうことをちゃんとやっていけば、そういう三重県の農業を維持するのにこれだけ役に立つというような、数字を挙げてくださいという意味じゃなくってね、そういうやっぱりものを持ってやってらっしゃるんだと思うんだけど、その辺のところをちょっと説明だけしといていただけますか。

(農業基盤室長)

個人的な考えになりますけど、よろしゅうございますか。

委員おっしゃられたように、例えば中国からの食材がどうのこうの、外米にはカビとか違法な農薬が混在しとるという事態がございます。

それはそれと置いとしまして、私考えますに、外国からの食料と日本の今、農家の方、がんばってみえて、こういう事業もたくさんやってご支援させていただいておるんですけども、コスト的にはとてもかなわないと思っているんです。どんながんばっても、外から入る食料に対してコストでは勝負できません。従いまして、私考えておりますのは、やはり国産の食料が今、外国に対して入ってくる食料以上の付加価値を有するような食料を生産する、付加価値を有する物を生産できるような農業というのが、やはり私は日本の農業が生き残るための1つのポイントだと考えております。

従いまして、そういう例えば絶対安全だよ、安心だよ、国産の食料は安全なんですよというブランド、一種のそんな大きな松阪肉のようなブランドじゃなくていいんですけども、安全安心というブランドを確立するためにはですね、やはりこういう洪水被害の無いところ、安心して計画的に管理して生産できるような地域と体制を作る必要があるというように考えております。

そして、そのためには、そういうシステムを作っていくために、我々はこの形で投資をせないかんし、実際、食料生産だけじゃなくて、先ほどちょっと冒頭にご覧いただきました櫛田川のきれいな風景とか、ここは実は写真にはありませんけど、ぼちぼち耕作放棄地も点在している地域でございますが、こういうことによって、ほ場整備が主な、いわゆる面的整備、用水路の整備がメインなんですけれども、それもうちょっと目に見えない洪水被害を解消することによって、こういう農地の集積ですね、担い手へ、若しくはみんなでお会いしてやりましょうという集約営農へ、そういう経営を集中化することによって、今、冒頭に申し上げました安全、外国産に比較してじゃなくて、絶対的に安全安心な農作物の、それもできるだけ安いコストで上げていく。ともてかないませんけどね。かなわないけれどもできるだけ安いコストで安全なものを生産していくというシステムの確立で、私はこういうきれいな風景とか、それから国民の非農業者に対しては、そういう安全な気持

ち、安心できる気持ちも提供できるかなと。それから併せて耕作放棄地も無くし、きれいな川の風景とか、農地の風景も私はひとつの大きなサービスの要素として国民に提供できるかなというふうに考えております。ちょっと混乱しましたが、私はそういうふうに考えて仕事に励んでいるところでございます。

(委員長)

ありがとうございます。他の委員の方、何かございませんか。委員。

(委員)

委員長の意見と似てるんですけども、ここの受益、この対象農家の平均年齢と担い手率、これだけの、今おっしゃっていただいたんで、室長が。集落利用集積計画とか、集落営農とか、担い手対策というのは分かるんですけども、現実的な今の現状をちょっと教えていただけたらなと思います。

(農業基盤室長)

主にそれは、ちょっとこの事業ではないですが、できる範囲でお答えさせていただきます。ご覧のように集積率が現在、当時は本当に2%ぐらい、そういう担い手さんへの集約が本当に数%でしたが、現在やっぱり60%ぐらいですね。3分の2、6割の農地がそういう一応期待できる経営体へ集約できるということで、面的な整備にプラスして、やはり私もこうやっている排水、いわゆる乾田化と洪水の防止というのが役に立っているのだと思います。

それから委員ご質問の年齢については、ちょっと私ども、まだ今日の段階では掴んでおりませんが、一般論を申し上げますと、この地域はいわゆる松阪の一番穀倉地帯なんですよ。伊勢平野の一番原風景と申しましょうか。で集積率も高い営農組合等、法人化も進んでおりますし、また民間の具体名出すとあれですけど、何とか農産という民間の会社も農業経営にかなり進出していただいとるところでございまして、かなり、また私も調べますけども、年齢的にもそんなに問題ないというふうに理解しております。

(委員)

少し耕作放棄地がというお話が出たのは、それはどういうことからなのでしょう。

(農業基盤室長)

申し上げます。こういうふうに整備いたしますと、殆ど、言えは99%は、数字はもっと別にしまして、殆ど耕作放棄地はなくなります。やはり6割を集約して担い手への集中しとる中でも、やはり自己完結型の農業と申しましょうか、自分で米をまいて苗を作って、刈り取りから精米まで自分とこでやるという自己完結型の農家は、やはり無くなりませんし、それはだめだよということは、とても私どもはできません。ところがそういう方が色んなご家庭のご事情等がありまして農業を続けられなくなった場合、やはり部分的にほんのコンマ数%でございまして、こんな優良な農地でもちょこちょこ、後継者不足から出ておるところでございまして。そういうとこに対しては、農業委員会とかですね、私ども農

業普及ソフト部門と一緒にですね、直ぐ後継者、やっってもらう人を探すなり、斡旋をするなりして解消に努めております。この辺は平地で便もよろしいわけですから、比較的耕作放棄地の解消は早いというふうに聞いております。やはりしかし 100%というふうにはまいりません。

(委員)

ありがとうございました。

(委員長)

意見も大体出たようですけど、よろしいですか。

はい、それでは一旦質疑を終えまして、休憩を挟みまして、午前中の分も含めまして審議いたしました3件の委員会意見をまとめることにいたします。

委員の皆さんよろしいでしょうか。

(委員のうなずき有り)

それでは一旦休憩といたします。

再開は目標、事務局、45分ぐらい。

(公共事業運営室長)

そうですね、2時半目標ということで、休憩も挟んで意見書まとめるということによりしく願いいいたします。

(委員長)

よろしく願いいいたします。

(公共事業運営室長)

それでは2時半再開いたしますので、よろしく願いいいたします。

(休憩)

(公共事業運営室長)

それでは委員長、休憩前に引き続きまして委員会のほう、再開していただきたいと思いますが、意見書のほう、まとまっていたら、願いいいたします。

(委員長)

それでは今、意見書案を検討いたしましたので、3事業につきましてまとめました意見書を読み上げます。

意見書

三重県公共事業評価審査委員会

1. 経過

平成 20 年 7 月 23 日に開催した平成 20 年度第 1 回三重県公共事業評価審査委員会において、県より防災ダム事業 1 ヶ所、湛水防除事業 1 ヶ所、都市公園事業 1 ヶ所の審査依頼を受けた。これらの事業に関して同年 9 月 26 日に開催した第 3 回委員会において、県の担当職員から事業説明を受けるとともに、審査資料に基づき審査を行った。

2 . 意見

審査対象事業に関して慎重な審査を行った結果、以下のような意見を委員会として取りまとめ、三重県知事に対して答申するものである。

(1) 防災ダム事業 [県事業]

5 番 安部・七郷池地区

5 番については、平成 10 年度に事業着手し、その後、概ね 10 年を経過して継続中の事業である。

(2) 湛水防除事業 [県事業]

6 番 櫛田地区

6 番については、平成 10 年度に事業着手し、その後、概ね 10 年を経過して継続中の事業である。

(3) 都市公園事業 [県事業]

28 番 北勢中央公園

28 番については、昭和 58 年度に事業着手し、平成 10 年度と平成 15 年度に再評価を行い、その後、概ね 5 年を経過して 3 回目の再評価を行った継続中の事業である。

今回、審議を行った結果、5 番、6 番、28 番について、事業継続の妥当性が認められたことから、事業継続を了承する。

(4) 総括意見

- 一、都市公園事業について、市町別利用者数の的確な調査と継続的な周辺の環境調査に基づき、適切な事業を推進されたい。
- 一、農業農村整備事業について、食の安全・安心を生み出す農業の振興に繋がる事業を推進されたい。

以上です。

以上が意見書ですけども、委員の皆さん、よろしいでしょうか。

(委員のうなずきあり)

それでは当意見書をもちまして答申といたします。

なお、意見につきましては、後ほど事務局から各委員に配布することにいたします。

では事前説明を再開いたします。

(公共事業運営室長)

それでは議事次第4番目ですが、次回の再評価事業の事業概要説明につきまして、事務局より概要のほう、説明させていただきます。

(事務局)

それでは簡単に説明をさせていただきます。お手元の資料8、青いインデックスが付いた資料をもちまして、次回、審議を行っていただく事業について、その事業概要を説明させていただきます。

今、事業担当室が準備しておりますが、1事業当たり5分程度で説明をさせていただきますので委員の皆様におかれましては、次回の審議に際して説明してほしい点や、追加してほしい説明、その他、ご興味をもたれました事柄など、次回の説明に繋がるご意見、ご要望をお願いしたいと思っております。

又、説明する順番でございますが、説明者の関係上、先に10番、11番、13番を説明させていただいて、続いて12番、15番、16番を説明させていただきます。ご了承お願いいたします。なお、この事業概要の説明は審議ではございませんので、質疑につきましては、ごく簡単をお願いしたいと思っております。以上でございます。

(公共事業運営室長)

委員長、ただいまの事業概要の説明をさせていただきましたが、これについて何かご質問等ございましたら。

(委員長)

委員の皆さん、ご質問等はございませんでしょうか。

はい、では事務局、次に進めて下さい。

(公共事業運営室長)

それでは委員長、事業概要のほうに入らせていただきます。先ほど言いましたとおり、3事業ずつということでよろしく願いいたします。

(委員長)

はい。それでは3事業ごとに質疑時間を挟みます。

(伊賀建設事務所事業推進室長)

伊賀建設事務所事業推進室長の家城と申します。よろしく申し上げます。座ってご説明させていただきます。

河川事業 10 番、一級河川木津川広域基幹河川改修事業の再評価について、お手元の概要説明資料によりましてご説明いたします。

まず A 3 資料の左上の流域位置図でございます。一級河川木津川広域基幹河川改修事業の対象地域は、三重県の中勢地域に位置する伊賀市でございます。一級河川木津川は、布引山地に源を発し、上野盆地に出て柘植川、服部川、名張川を合わせ、淀川へと合流する延長約 85 k m、流域面積 1,596 平方 k m の一級河川です。事業区間は、木津川本線は国道 368 号大内橋から国道 165 号新羽根橋までの 11.4 k m、支川の山の川は 1.067 k m、矢田川は 2.445 k m、直轄区間へ合流する久米川は 4.848 k m となっております。

次に、右上の事業効果の欄を見ていただきたいと思います。事業の着手理由及び事業効果について説明させていただきます。事業の着手理由は、木津川沿岸の浸水被害防止を目的に、河川の拡幅と掘削、堤防かさ上げ、堰や橋梁の改修等により、流下能力を確保し、治水安全度の向上を図ることでございます。事業効果につきましては、図をご覧くださいと、右上に河川改修の断面図がございます。上段は木津川工区、下段は久米川工区となっております。図の水色の部分が改修前の断面で、赤色の斜線部分を拡幅及び掘削により断面を拡大させ、流下能力の向上を図ります。改修時には多自然川づくりの手法を取り入れて、良好な自然環境を保全するよういたします。

今回、再評価を行った理由ですが、前は平成 15 年度に再評価を実施しており、その後、5 年が経過したことから三重県公共事業再評価実施要綱第 2 条に基づき、再評価を行っております。

次に、全体計画と事業の進捗状況について説明させていただきます。全体計画ですが、事業期間は昭和 30 年度から平成 40 年度までで、全体事業費は 287 億 4,000 万円でございます。

次に、お手元の資料の右下のほうでございますが、事業の進捗状況を申し上げます。木津川本川は一番のネック点でありました中流部の下郡工区が完成し、引き続き上流へ向かい改修を進めております。久米川は河川掘削を残し概ね完了をしております。山の川、矢田川につきましては完成しております。以上の整備が現在完了しております。

また残りの計画といたしましては、図の緑の部分になりますが、築堤、15,125m、掘削 2,139,500m³、護岸工 41,202m、橋梁 12 橋、樋門・樋管 1 基、堰 7 基、用地補償一式の整備が残っております。残計画の事業費といたしましては、約 158 億 3,500 万円となっております。今後も護岸整備や横断構造物の改築を引き続き進めてまいります。なお現在の進捗率は、約 45% となっております。

次に、資料の流域位置図ですね。左上、それから左下の写真をちょっと見ていただきたいと思います。事業箇所周辺の状況でございますが、周辺の施設につきましては、河川の右岸側で伊賀鉄道が走っておりまして、伊那古駅、猪田道駅、伊那古小学校、猪田小学校があります。

周辺で継続中の公共事業としましては、下流の直轄区間において上野遊水地事業が進められています。周辺の環境としましては、木津川は動植物の生息に適した良好な環境を有

しており、本川上流域ではオオサンショウウオが生息しております。

最後に再評価の経緯でございますが、前回、平成 15 年に再評価を行っていますが、河川流域内の遊水機能の低下と、河川への負担を招かぬように、他の公共事業と調整を行うべきである。景観や環境への配慮について、関係する市町、及び県民との議論を喚起できるような場の構築を望む。多自然工法について、定量的な経済的価値と定性的な環境文化価値を考慮して取り組まれない。又、草刈等、日常の維持管理については、地域住民の参画を促すよう努められたい。工事着手から長期にわたる事業であるため、段階的目標を示すなど、県民への説明に努められたい。以上の答申をいただいております。

これで概要説明を終わらせていただきます。

(津建設事務所事業用地推進室長)

津建設事務所事業用地推進室の高見と申します。

ただいまから二級河川安濃川広域河川改修事業、番号 11 番の概要を説明させていただきます。座らせていただきます。

お手元の資料に基づいて説明いたします。まず位置図をご覧いただきたいのですが、安濃川、岩田川、三泗川という名称の三河川が出ております。安濃川の改修事業でこの三河川の改修事業を行っております。安濃川と岩田川に囲まれた区域は津市の中心市街地であって、津市役所があります。国道 23 号線、JR 紀勢本線、近鉄名古屋線が通っています。安濃川の事業区間は、河口より中勢用水第 3 頭首工までの 11.1 km、岩田川の事業区間は、河口より高速道路の近畿自動車道伊勢線までの 6.3 km、三泗川の事業区間は安濃川の分派点から岩田川の合流点までの 1.1 km です。安濃川の治水事業につきましては、古い歴史を持っておりまして、江戸時代、藤堂藩の頃から下流の城下町を守るために、塔世橋付近、国道 23 号塔世橋付近から上流にかけて、約 6 km の堤防が築かれ、現在の殿村、南河路の教会辺りで右岸堤防を低く造っておりました。この堤防は三泗堤防と呼ばれており、洪水時にこの堤防を越流させ、三泗川と呼ばれる放水路を通して岩田川に流す役割をしていました。江戸時代、当然この洪水を受ける岩田川沿いの神戸、野田の農民が犠牲になっておりました。その対策として、この 2 つの村に正月の注連飾りの専売権を与えていたと書物に書かれております。当時の治水方式は今日の安濃川の改修事業に引き継がれております。近年の安濃川の改修は岩田川と共に、昭和 21 年より実施しておりまして、それぞれ河口より築堤を始めてきましたが、昭和 34 年の 8 月の台風 7 号、同年 9 月の伊勢湾台風を受けて、河口から JR 橋梁までの区間は、伊勢湾高潮対策事業により防潮堤が築かれ・・・(テール交換)・・・まで築堤護岸の整備がなされています。

それで安濃川の改修の事業の着手理由についてなんですが、河川改修を行い流下能力を確保し、治水安全度の向上を図るものです。

再評価の理由についてですが、河川整備計画策定後、一定期間が経過している事業であることから再評価を受けます。

事業についてですが、平成 15 年策定の河川整備計画に基づき事業は実施しておりますが、この計画に変更は現在ございません。

事業の進捗状況は事業期間については 20%、事業費については 4%、内訳として工事費 7%、用地費 1% となっています。平成 15 年から今年度までの具体的な事業としまして

は、護岸、橋梁、用地補償を進めておりました。

現在の安濃川、岩田川の河道の状況につきましては、お手元の写真をご覧くださいのですが、写真の撮影位置については位置図に青い印で記載しております。まず1番の安濃川下流部の写真ですが、これは国道23号の塔世橋から下流を見たものです。計画では掘削をこの区間行うことになっています。2番の安濃川上流部の写真ですが、これは向井橋から下流を見たもので、掘削、築堤を行うことになっています。3番の岩田川下流部の写真は一本橋上流部の写真で、掘削を行うことになっておる区間です。4番の岩田川上流部の写真は五五六橋上流部の写真で、五五六橋上流部は掘削、築堤、護岸を行うことになっておまして、現在、工事を行っている箇所です。

次に安濃川、岩田川の断面図が記載しておりますが、共に河積の拡大により治水の安全度の向上を図るものです。環境保全型ブロックを用いて植生の復元と、また河床掘削の際に河床に変化を持たせた横断形状といたします。

次に進捗状況ですが、ポンチ絵の岩田川のところで赤で着色している部分がありますが、ここが現在、護岸工事を進めているところです。上流にある伊勢自動車道までの整備が完了しましたら、三泗川、安濃川へと順次、整備を進めていく計画です。

以上で安濃川についての概要説明は終わらせていただきます。

続きまして、河川事業13番、二級河川志登茂川広域基幹河川改修事業の概要説明をさせていただきます。13番の志登茂川の広域基幹河川改修事業です。これにつきましても位置図をまずご覧くださいなのですが、志登茂川と志登茂川の左支川の横川の2河川が出ています。志登茂川の改修事業で、この2つの河川の改修事業を行っております。志登茂川は下流部で国道23号に沿って流れ、三重大学、三重大学の付属病院、近鉄名古屋線江戸橋駅、その付近を流れ伊勢湾に注ぐ二級河川です。志登茂川の事業区間は、河口よりJR紀勢本線までの6,407m、横川の事業区間は、志登茂川合流点より津市の市道廻向橋までの1,463mです。志登茂川の事業区間を鉄道、主要道路等が横断しておまして、上流からJR紀勢本線、中勢バイパス、伊勢鉄道、近鉄名古屋線、津市道の江戸橋、国道23号の江戸橋の6つの橋梁があり、中勢バイパス以外は当河川のネック点となっておって、改修が必要な橋梁となっています。

志登茂川は昭和46年8月30日の台風23号、同年9月26日の台風29号の二度にわたり異常出水に見舞われ、一身田一帯に浸水被害を受けました。このため昭和47年から改修事業に着手しました。そして昭和49年7月24日から25日の低気圧に伴う集中豪雨により、志登茂川は三度異常出水に見舞われ、一身田一帯に浸水被害が発生しました。事業着手の理由ですが、河川改修を行い流下能力を確保し、治水安全度の向上を図るものです。

再評価の理由ですが、平成15年の再評価実施後、一定期間を経過している事業であることから再評価を受けます。

次に事業についてですが、平成15年の再評価時の全体計画に変更はございません。ただし、事業期間につきましては、前回の再評価では、事業完成年次を平成35年度としていましたが、残事業を考慮し平成45年度まで延伸しております。平成15年の再評価後、今年度までの事業についてですが、ネック点となっている江戸橋付近の測量設計等の調査費、及び土地建物等の用地補償を執行しており、工事は行っていないため、残事業計画の

築堤、掘削、護岸、樋門、樋管及び橋梁については、平成 15 年の再評価時の残事業計画がそのまま残っております。

周辺の施設につきましては、先ほどの三重大学、三重大学付属病院、近鉄江戸橋駅等がございます。周辺の環境は中・下流部は江戸橋駅を中心に市街地が広がっており、上流部は水田地帯となっております。

平成 15 年再評価の答申内容ですが、1 番として河川への負荷を招かぬように他事業との調整を行うべきである。2 番、景観・環境への影響について、関係する市町村、現在は津市、一市だけですが、県民との議論を喚起できる場の構築を望む。3 番、多自然工法について、定量的な経済的価値と定性的な環境文化的な価値を考慮して取り組まれたい。又、草刈等日常の維持管理については、地域住民の参画を促がすよう努められたい。4 番、長期にわたる事業であるため、段階的目標を示すなど、県民への説明に努められたいとなっております。

それから現在の志登茂川の河川の状態ですが、これにつきましても写真をご覧いただきたいのですが、位置図に写真の撮影方向を記載しております。まず 1 番の事業区間下流(江戸橋)の写真ですが、これは津市の市道、木橋の江戸橋です。近鉄江戸橋駅に至る橋梁です。現在、本木橋の改築、河道の拡幅のために用地取得を行っているところです。2 番の事業区間中流の近鉄橋、この写真ですが、近鉄橋梁が少し矢印の上のほうに見えます。志登茂川の現在の左岸堤防がちょうど中州のような状態になって残っています。この現況の左岸堤防の背後に引堤した新しい計画堤防が一部できているのが見えます。近鉄の橋梁がネック点となっていることが、この写真で分かります。3 番の事業区間上流(JR 紀勢線)の写真です。現在の志登茂川の JR 橋梁付近の様子です。この辺りは河道が著しく屈曲し狭くなっています。計画では屈曲部の河道をショートカットし、屈曲部を無くし河積を広げます。新たな河道部に JR 橋梁を新設します。

次に、志登茂川の断面図が出ておりますが、河積の拡大により、治水安全度の向上を図るものです。河床掘削は河床に変化を持たせ、水生生物の生息環境に配慮し行います。

事業の進捗状況ですが、上流部の近鉄橋梁付近を除き、概ね護岸整備は完了しています。現在、ネック点である江戸橋の橋梁改築に向け、事業を進めているところです。

以上で志登茂川の概要説明を終わらせていただきます。

(委員長)

ありがとうございました。ただいま説明のあった 3 事業について、委員の皆さん、次回の審議に向けて何かご質問、ご要望などはおありでないでしょうか。今日、質疑応答するという意味ではありませんので、宿題として次回に何か持ってきていただくとかいうような要望があれば、今日の内にしていただきたいと思うんですけども、どなたか。委員。

(委員)

木津川の件では、川上ダムとの関係がどうなっているのかが気になります。木津川は伊賀市の生活用水の取水との関係はどうなっているのかという点をお教え願います。津の安濃川と志登茂川については、進捗状況の地図は、これは逆になっています。要するに、左が海ですよ。もしよろしければ、方角だけでも書いて頂けると助かります。

(委員長)

他に何かございませんでしょうか。委員。

(委員)

すみません。10番の木津川と13番の志登茂川ですけれども、両方とも本当に永きにわたる工事の期間がありますけれども、前回の評価のところの最後に、両方とも長期に亘る事業であるため、段階的目標を示すなど、県民への説明に求められたいという意見書がありますが、どのようなことをされているのか、今度教えていただけたらよいかと思いますので、お願いいたします。

(委員長)

それでは今のお二人の委員のコメント、要望について、次回お答えいただくということでもよろしくお願いいたします。

それでは次の3事業につきましてご説明をお願いいたします。

(公共事業運営室長)

それでは説明のほうは12番の五十鈴川から説明させていただきますので、よろしくお願いたします。では、12番から。

(伊勢建設事務所事業推進室長)

伊勢建設事務所事業推進室長の野呂でございます。よろしくお願いたします。

座って説明させていただきます。

河川事業12番、一級河川五十鈴川広域基幹河川改修事業につきまして、お手元の概要説明資料、及びパワーポイントによって説明させていただきます。五十鈴川は伊勢市内に位置し、途中、伊勢神宮内宮を流れ、伊勢湾に注ぐ一級河川です。

スクリーンをご覧ください。事業区間については、内宮宇治橋下流より、この区間でございます。

事業着手理由といたしましては、沿川の浸水被害防止を目的に、掘削工、築堤護岸工等の改修により流下能力を確保し、治水安全度の向上を図るものでございます。

今回、再評価を行う理由は、前回、平成15年に再評価を行っており、その後、5年が経過したことから、三重県公共事業再評価実施要綱第2条第3項に基づくものでございます。

全体計画と事業の進捗状況について、概要資料中段の表をご覧ください。事業期間は昭和24年から平成46年まで、全体事業費は前回再評価より7億円ほど縮減を図り、約173億円でございます。現在の事業進捗率は、全体事業ベースで42%、残事業費は約100億円でございます。事業費の負担割合でございますが、国庫補助が50%、県費が50%でございます。事業計画については、下記に各工種ごとに全体計画と残計画を記載しました。スクリーンをご覧ください。先ほどご覧いただきましたとおり、事業区間は県道伊勢二見線、汐合橋を起点として、内宮宇治橋下流までの本川工区、伊勢市二見町河口部から本川分流

部までの派川工区、及び支川朝熊川を含んだ朝熊工区よりなり、延長 13,210mでございます。写真 1 は本川工区上流部（宇治工区）で、下流から上流を眺めたものです。写真右側がおはらい町の辺りでございます。写真 2 は伊勢二見鳥羽ラインから上流部を眺めた本川工区中流部（楠部工区）でございます。写真 3 は県営サンアリーナ付近の上流から下流を眺めたものでございます。写真 4 は派川工区中流部にて上流から下流を眺めたものであります。右下の進捗状況の表をご覧ください。この内、本川工区の楠部工区 900mと派川下流工区 2,750mを除く区間が完了しております。

右上の事業効果の画像をご覧ください。楠部工区と派川工区の断面図を表示しております。計画断面に対し、赤の線で現況の断面を示しております。楠部工区の工事におきましては、写真 2 に見られるような砂州の再生を図ります。派川工区は伊勢湾から汐の影響を受ける区間であり、干潮時には砂州、干潟が現れます。改修に際しましては、極力これらの保全を図り、自然環境の保護に努めます。

又、現在楠部工区におきましては、主要地方道鳥羽・松阪線楠部バイパス地方特定道路整備事業と一体となって、河川改修事業に伴う五十鈴橋の橋梁架け替え事業を進めております。

事業箇所周辺の状況につきましては、伊勢神宮内宮、伊勢総合病院、近鉄五十鈴川駅、皇學館大学、県営サンアリーナ等の施設があり、公共施設の立地や集客交流の盛んな地域であります。周辺の環境につきましては、伊勢神宮の田植えや稲刈りの祭事が行われる御神田が存在するなど、神宮周辺の風土や豊かな自然環境が残っております。

五十鈴川の概要につきましては以上でございます。

続きまして、河川事業 15 番、一級河川大内山川広域基幹河川改修事業について、同じくお手元の概要説明資料、及びパワーポイントによって説明させていただきます。大内山川は大紀町、大台町を流れ、宮川に合流する一級河川でございます。スクリーンをご覧ください。事業区間については、大紀町阿曾地区を起点とし、中野地区までの 22,700mでございます。

事業着手理由といたしましては、沿川の浸水被害防止を目的に、掘削及び護岸等の改修により流下能力を確保し、治水安全度の向上を図るものであります。

今回、再評価を行う理由は、前回平成 15 年に再評価を行っており、その後、5 年が経過したことから、三重県公共事業再評価実施要綱第 2 条第 3 項に基づくものであります。

全体計画と事業の進捗状況について、概要資料中段の表をご覧ください。事業期間は昭和 54 年から平成 35 年までで、全体事業費は前回再評価時と変わらず約 61 億円でございます。現在の事業進捗率は、全体事業費ベースで 83%、残事業費は約 10 億円です。事業費の負担割合ですが、五十鈴川と同じく国庫補助が 50%、県費が 50%でございます。事業計画内容につきましても、同じく下記に各工種ごとの全体計画と残計画を記載しました。スクリーンの進捗状況の画像をご覧ください。事業区間は下流よりそれぞれ阿曾工区、藤ヶ野工区、柏野工区、崎工区、駒工区、車瀬工区、中野工区と 7 つの工区からなっております。この内、画面上、黒くなっております阿曾工区、藤ヶ野工区、駒工区、中野工区は概ね完了しております。写真 2 をご覧ください。現在、事業を進めている柏野工区で、下流から上流を眺めたものです。画面左側が国道 42 号でございます。現在、右岸側の護岸

工と橋梁の架け替え工事を進めております。写真1と写真3はそれぞれ概ね事業の完了した阿曾工区と中野工区でございます。

右上の事業効果の画像をご覧ください。現在事業中の柏野工区と、今後、改修予定の崎工区の断面図と表示しております。計画断面図に対し、細い線が改修前の断面、点線は計画断面を見直したものでございます。柏野工区においては天然記念物ネコギギの生息区域となっていることから、護岸勾配に変化をつけて水域部の確保を図っております。又、何れの工区においても緑化ブロック等により植生の再生を図ります。

事業箇所周辺の状況につきましては、現在、紀勢自動車道を大宮・大台 IC から紀勢 IC 間の整備が進められており、今年度末の開通予定であります。又、当地域には大宮昆虫館、山海の郷紀勢、笠木溪谷もみじ茶屋等など、地域の住民が運営に参加している観光施設も多くあり、盛んに地域活性化に取り組んでいる地域でございます。周辺の環境につきましては、鮎等の川魚の良好な魚場となっております。天然記念物ネコギギの生息も見られ、自然環境豊かな地域でもございます。

大内山川の概要につきましては以上でございます。

(鈴鹿建設事務所事業推進室長)

鈴鹿建設事務所事業推進室長の中田でございます。よろしくお願いいいたします。座って失礼をいたします。

それでは河川事業 16 番、二級河川堀切川高潮対策事業の再評価について、お手元のお配りさせていただきました概要説明資料とパワーポイントのほうで説明をさせていただきますので、よろしくお願いいいたします。

まずスクリーンに出しておりますように、これの左の上に流域の位置図というのがございますが、二級河川堀切川対策事業というのはですね、対象区域がこの緑のラインでくくってあります三重県北勢地域に位置します鈴鹿市の東部を流域としております。上流端は鈴鹿サーキットの周辺が上流端となっております。それから事業区間としましては、堀切川の河口部、白子港でございますけれども、そちらのほうから 1,500m、近鉄名古屋線の下流の市道橋蓬萊橋までの 1,500m の区間と、その支川の釜屋川、堀切川の合流点から国道 23 号までの間、700m の区間を事業区間としてやっております。

事業効果といたしましては、右上をご覧くださいただけたらと思うんですが、事業着手の理由及び事業効果について説明をさせていただきますと、この事業、伊勢湾台風相当の高潮に対応するため、堤内地への溢水被害を防ぐ。溢れた水、溢れないようにということを目的としてですね、水門の建設、あるいは低い堤防のかさ上げを行うとともに、排水機場の整備を行いまして、内水の排除を行うという目的でこの事業を行っております。堤防かさ上げでは、既設の護岸を利用いたしまして、堤防高の足りない区間のかさ上げを実施しております。低水位護岸につきましては、既設護岸基礎の保護と併せて矢板護岸としてやっていくこととしておりまして、又、その現況の干潟の保全を図りながら、水生生物等の生息環境も配慮しながらやっていこうというふうに考えております。

今回、再評価になる理由でございますけれども、前回、平成 14 年度に再評価を行っております。その後、6 年経過したことから、三重県公共事業再評価実施要綱第 2 条に基づく再評価をお願いすることになりました。なお前回の再評価からの実施から 6 年が経過して

おるといふ、こういう経緯がございますんで、これについては次回の再評価の審議のときにご説明をさせていただきたいと思ひます。そのときはよろしくお願ひをいたします。

次に全体計画と事業の進捗状況について説明をさせていただきます。全体計画につきまして、事業計画は昭和 63 年から平成 30 年度まで、全体事業費として 94 億 5,000 万円ということで進めております。現在の進捗状況でございます。右下のちょっと出ておりますけれども、本年度までに釜屋川、支川の釜屋川の排水機場、及び堀切川の水門、それと排水機場、護岸工 435m は施工を行い、整備を行いました。従いまして残っておる残計画といたしましては、築堤の 520m、掘削の 7,400m³、それから護岸工 3,625m、それから特に支川の釜屋川の関係なんですけれども、橋梁 7 橋ということになっております。それから用地補償一式という整備が、今残っておるような状況でございます。残計画、この事業費は概算で約 27 億 7,000 万円という状況になっておまして、今後は護岸整備を引き続いて進めていきたいというふうに考えております。現在の進捗率につきましては 70.7% となっております。

続きまして、事業箇所周辺の状況でございます。一番海に近いところなんですけれども、周辺につきましては、鼓ヶ浦中学校、あるいは鈴鹿市の伝統産業会館、それから近鉄名古屋線であります鼓ヶ浦駅というのがございます。周辺の環境といたしましては、堀切川及び支川の釜屋川両岸に市街地が広がっております。人家密集しているような状況のところがずっと広がっております。堀切川の右岸につきましては、上流部のほうで市街地が、下流部では海岸が隣接しておるといふような状況でございます。

最後に再評価の経緯でございますが、前回、14 年度に再評価をお願いしまして、そのときに当該河川の周辺には住民の憩いの場が数多く見受けられることから、親水性、地域景観にも十分配慮することというふうな答申をいただいております。

簡単ではございますけれども、概要説明を終わらせていただきます。

(委員長)

ありがとうございます。ただいま説明のあった 3 事業について、委員の皆さん、次回の審議に向けて何かご意見、ご要望などございませんでしょうか。

委員。

(委員)

直ぐ隣に住んでるので、聞きたいことが山ほどあるんですが。実はここに地域の景観を十分に配慮することってありますが、その具体例を教えてほしいなと思うのと、それから周りの堤防のかさ上げについてのやり方について、内容を教えてほしいなと思ひます。

(委員長)

よろしいでしょうか。では次回、今のご要望にお答えしていただくよう、よろしくお願ひいたします。

それでは、他に何もございませんようですので、議事次第 5 番目のその他に移りますけれども、事務局、何かございますでしょうか。

(公共事業運営室長)

それでは、事務局より次回の日程につきまして事務連絡をいたします。

(事務局)

次回、第4回委員会は、10月20日、月曜日、10時からこちらの建設技術センター鳥居支所で開催させていただきますので、お忙しいこととは存じますが、ご出席賜りますようお願いいたします。以上でございます。

(委員長)

それでは、これで本日の議事を終了いたします。

(公共事業運営室長)

それでは、これをもちまして平成20年度第3回三重県公共事業評価審査委員会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。